議長おはようございます。

(午前9時30分)

本日をもって召集されました平成25年第4回南幌町議会定例会を 開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において 指名いたします。

3番 菅原 文子議員、5番 石川 康弘議員。以上、ご両名を指名 いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月11日から12月13日 までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は12月11日から12月1 3日までの3日間と決定いたしました。

- ●日程3 諸般報告をいたします。
- ・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。 これをもちまして報告済みといたします。
- ・2番目 定例監査結果報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議長

監査委員から補足説明があれば賜ります。

角畠監査委員。

監査委員

既に事前に配布をされてございますので、ご一読をいただいているというふうには存じあげますが、私自身が行政の事業の動きをまだ十分把握していないという点を踏まえまして、簡単にご報告をさせていただきたいというふうに思います。定例審査は、今、局長のほうから朗読説明がございましたように、法令に定められた普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理を点検評価するための監査であります。今回、監査においては、一般会計を中心に各グループの事業、学校や町立病院など各施設の運営状況を監査資料の確認と聞き取りにより、試査の範囲で監査を実施いたしました。石川委員と協議を行いながら、特に、一つは、南幌町の行政事務概況の把握に努めたということ。二つ目には、南幌町自立緊急実行プランの実施状況と今後の取り組みがどういう方向になっているか。3点目は、町税等の滞納繰越額の収納状況と、現年度における滞納額の発生状況。4点目には、指定管理者の実施内容の把握、5点目には、町立病院の経営改善計画の取り組み状

況、以上5点を重点としながら検証を行ってございます。疑問に思う点、まだまだ理解不十分な点もあると思いますけれども、監査の結果、内容の詳細などについては、報告書に記載をしておりますので、重複を避け、今申し上げました5点を中心に所感を申し上げまして、補足というふうにさせていただきたいと思ってございます。

1点目でありますが、行政事務全般については、それぞれ執行方針に 沿った取り組みがされ、おおむね適切に運営されているというふうに評 価ができると思います。

2点目、南幌町自立緊急実行プランに取り組んだ結果、1年前倒しで標準税率とした固定資産税及び軽自動車税は、前年度の調定額に比べて、それぞれ2,400万円、300万円、合計2,700万円、町民の負担が減少しています。また、9月末の基金及び備荒資金の合計残高は、前年度末に比較して7,000万円増加していますが、特に町立病院の現況などを考えると、来年度以降も行財政改革を進める取り組みは必要だというふうに考えております。

3点目、町税等の滞納繰越額の収納状況は1,343万円と、前年同期の671万円に比べて金額、収納率ともおおむね倍ということで収納されております。収納の努力がされているというふうに見させていただきました。現年度につきましては、新たな滞納者を出さず、滞納者に対しては滞納処分を毅然として臨むという執行方針に沿って取り組みがされているというふうに確認をさせていただいてございます。

指定管理者制度の関係につきましては、監査報告書に記載のとおりであります。

5点目でありますが、町立病院については、平成22年度に続いて、本年度から3年間の改善計画が策定をされてございます。しかし、小児科に加えて内科の医師が退職し、現状では江別市立病院との連携、協力により運営されていますが、運営収支面ともに非常に厳しい状況にあります。今後、町立病院をどのようにするのか明確な方針を示して体制を作っていかなければ、今まで以上に患者数が減少し、経営の一層の悪化は避けられないというふうに見受けられます。総じて、税制の変更や景気の動向等によりまして今後の税収の増減は考えられますが、病院経営の取り組み方向によっては、大きな投資も発生する場合があることも念頭に置いて、今後に当たられることをお願い申し上げまして監査報告とさせていただきたいと思います。以上であります。

議 長 ありがとうございました。

以上で定例監査結果報告につきましては、報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本定例会に当たり1件の行政報告を申し上げます。

高等学校通学費補助事業についてご報告いたします。本年度より、自宅から高校に通学する生徒の保護者を対象に、高校生の通学費の一部を補助しています本事業につきましては、4月から6月までの申請分を7月に、また、7月から9月までの申請分を10月に支給しており、2回

の合計支給額は734万4,500円です。実申請者は203名で、当初見込者数260名と比較した場合、78%の申請状況でございます。なお、申請につきましては随時受付を行っており、申請忘れがないよう町広報などにより適時、周知喚起を行っているところでございます。

議長

以上で、町長の一般行政報告につきましては報告済みといたします。 ●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は6名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員

(仮称) 南幌町生涯学習センターの施設整備について町長にお伺いいたします。

(仮称) 南幌町生涯学習センターは、本町における生涯学習振興の拠点施設として、公民館施設及び図書館施設などの機能を有する生涯学習の総合施設にするよう、旧南幌小学校校舎部分の施設整備に伴う実施設計に入っているところです。また、旧体育館は多目的ホールとして使用し、さらに避難所施設とするための耐震改修を行う予定です。

そこで、町長に伺います。

1旧校舎と旧体育館の改修工事費用の総額は、幾らぐらいになると考えるか。

2改修後、20年から30年の使用を見込んでいるとされているが、 その間の維持管理・修繕費の試算は、どのように捉えられているか。

3改修工事費用、また今後の維持管理・修繕費が多額になった場合を 想定し、旧校舎と旧体育館を使用しない場合の試算等を同時進行する考 えはあるのかをお聞きいたします。

議長

町長。

町 長

菅原議員の(仮称) 南幌町生涯学習センターの施設整備についてのご 質問にお答えします。

最初に、現在までの経過ですが、平成24年3月に町立小学校跡利用 検討方針を、その後、平成25年5月には、町立小学校跡利用実施計画 を策定し、その中で取り進めております。なお、その間には、議会から のご意見もいただいてきたところでございます。

現在は、その計画に基づいた実施設計の業務委託中で、改修工事費等の積算を行っている段階であることをご理解願います。

1点目のご質問ですが、現段階での概算実施設計分としては約3億4,000万円を見込んでおりますが、今後の施設の利用形態を考慮しますと、土足用床を含めた壁、天井の内装工事と館内照明及び調理実習室の専用設備を改修すべき必要があると考えております。また、このたびの補正予算案の実施設計変更分では、公民館等としての利活用の理由から安全性確保のために排煙窓、消防設備、併せて館内利用の形態から個別暖房方式への切替えを行うための追加委託を予定としており、その分の所要工事費が別途見込まれることになります。さらに、跡利用実施計画の策定段階では、概算額を示しておりませんでした外構工事、郷土資料

室造作工事等につきましては、各施設の活用を見極め、整備することとし、設計が整い次第ご説明させていただきます。なお、施設備品や図書館管理用システム等の費用は別途精査が必要になります。

次に、2点目のご質問ですが、改修後の20年、30年間における維持管理費と修繕費の試算については、現段階において、試算をする基準、目安等の設定が明確でないため困難であります。なお、旧南幌小学校における平成23年度の維持管理費をベースに試算した場合は、燃料費、光熱水費、各種保守点検料、管理清掃委託費、図書室管理費、学校開放業務委託費、小破修繕料、その他管理経費等、全体で年間2,000万円ほどが見込まれます。

最後に、3点目のご質問でございますが、この(仮称)生涯学習センターの施設整備については、現在の公民館施設の耐震化を含めた老朽化、図書館機能の向上、郷土資料の展示機能充実など、複合施設としての機能移転が必要であること。また、旧体育館については、現在の各体育施設の利用状況等を踏まえた活動場所の確保、さらに、避難所指定施設としての基準を満たすためには耐震化改修が必要であること。これらにつきましては、町立小学校跡利用実施計画に基づき進めているものであります。そのようなことから、施設整備を行わない場合を想定した試算などは考えておりません。いずれにいたしましても、全体所要額が積算され次第、議会にご相談を申し上げますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議 長 菅原議員 (再質問) 3番 菅原 文子議員。

ただいまご答弁いただきましたことにつきまして、再質問させていただきます。

1番目の質問なんですけれども、これは実施設計がされなければ詳しいことは、わからないということで私も理解しているところでございます。しかし、当初、ここを学習センターにしようというお話をいただきました時から、もうかなりの金額が上回っている状態で、また、前回11月にも全員協議会がありました中におきましては、2億6,000万という数字が出ておりました。また、さらに今日ご答弁いただきました中には3億4,000万ということで、またさらに上回っていると。このような状況でどれぐらいあと上回るのかなということで私は懸念しております。このことにつきまして再度、町長のほうから何かございましたら1点目をお願いいたします。

あと、2点目なんですけれども、前回の協議会の中でも、外壁と屋根の塗装及び防水とありますけれども、果たしてそれでいいのかというのは私は疑念を抱いております。と言いますのは、昭和48年に建築されたと聞いておりますけれども、その間、屋根の張りかえ、それから、壁の塗装などを一切してこなかったということを聞いておりますので、塗装だけでいいのかなということで私はちょっと疑いを持っているんですよね。と言いますのも、やはりトタン板というのは、屋根を塗らなかったりとかいろいろしないと張りかえということが必要になってくる

と思います。張りかえをするには、また何千万もかかってくるでしょう から、それをいつの時点でするのか。それから、壁も同じです。トタン にしましては、特にさびている状態の上にまた塗っても、さびがさびを 呼んであまり効果はないと。また、近いうちに何らかの手当てをしない といけないということは自宅を見てもわかるように、それが常識ではな いのかなと私は思っておりましたところ、やはりこの塗装及び防水だけ で果たしていいのだろうかと。それがあと何年もつのか、そこの試算も 私はしていただきたいところです。あと、それから窓枠とかサッシの取 りかえもしなければいけない時期に入ってくるのではないかなと私は 見積もっておりました。それから、ほかの所ですね、たまたま新聞に載 りまして、南幌町の場合は公共建築物が50ある中で、うち30年以上 が13ということが出ておりますけれども、ほかの所でも公共マネジメ ント計画というところを策定して、これから30年経ったものを60年 使うとしたら、大体こことここを直して幾らぐらいの金額ということで、 概算ですけれども、出しているところもあります。そういう公共マネジ メント計画の必要をどのようにお考えになっているのか、そこのところ を1点お願いいたします。

それから3番目なんですけれども、今、この3億4,000万という ことでお答えいただきましたけれど、実際に中を開けてみて、鉄筋の部 分ですね、本当の基礎の基礎の所の鉄筋コンクリートの鉄筋がどれぐら い傷んでいるのか、そこのところもまたわからない問題だと思います。 開けてみてこれではだめだということであれば、また、私は億単位で上 乗せになってくるのではないかなと懸念しております。そこで、実際に 設計をしてみて、そして、実際の金額が出てきた時に、これでは大き過 ぎると。それから、先ほど私、2番目で言いました、これからあと20 年30年使う中で、どれぐらいの金額を使うのかと。そういうことを想 定して全体を考えていかなければ、私はこの問題は大変難しい問題では ないのかなと思います。それから、町長の公約でありますプールですけ れども、私は以前、プールと一緒にお考えになってはどうかということ で質問をさせていただいたことはあるんですけれども、やはり南幌町と いうのは全部分散して建ててあります。そこを小学校の近くに図書館が あるというのは子どもたちにとって大変いいことではないかなと私は 思っております。そこで、改善センター、それから、あいくる、スポー ツセンター、そういう所と一緒に、もしプールを建てるつもりがあるの であればプール、それから、図書室、それと子どもさんたち、それから、 大人が使われる公民館、サークル活動ですね、そういうものを一つにま とめるということも一つのアイデアではないのかなと思います。新しく 建てるとなるとかなりの金額があるのは私も承知しております。しかし、 今、ここで多額のお金をかけて改修し、そして、またさらに20年30 年使う中で、どれぐらいの金額かということを想定した時に、新しく建 てて、そして、20年30年間そんなに補修しなくていいのであれば、 どちらが得かなということを試算することも私は必要なのではないか

なと思っております。それと、先ほど私、図書室のことを言いましけど も、少年団の子どもさんたちも行き帰りに図書室に寄って図書を借りる とか、それから、小学校の帰りというのはまずいことでありますけれど も、寄り道ということになりますから、そういうことでなくても、また、 近くに図書室があるということは大変大きなことで、子どもさんたちに とって図書、本を読むということは生涯を通じて大変重要なことかと私 は思っております。それをどのような形になるのかということをひとつ お考えいただきまして、プールと同じ建物ということで私は考えている わけではないです。ただ、それを近くに一つにまとめて教育ということ でお考えになってはいかがかなと、そういう思いで聞いております。そ れから、既存の所は、もしこのまま使うのであれば、あいくるも含めま していろんなことを今、ビューローも使えますから、ビューローをまた 活用するという考えもあるでしょうから、そういうところも含めて二重 三重にこれから検討していく必要があるのではないかなと、これは3番 目の質問になります。以上のことを、町長のお考えをお聞かせいただき たいと思います。

議 長 都市整備課参事 (再答弁)

都市整備課参事。

それでは、私のほうから今、ご質問がございました具体的な施設の状況と改修の方向性についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1つ目にございました実施設計と、前回までご説明させていただ きました事業費の離れの概要でございます。小学校につきましては、平 成19年に耐震診断を行っております。そうしまして、このたび改修事 業ということの実施設計を行ったということで、耐震診断につきまして は再評価を行ったような結果になっております。数値的にかいつまんで 申し上げますと、平成19年度で一番弱い部分の耐震診断の指標値、I s値と申しますけれども、0.69でございました。それで今回、行い まして、6年間の計画期間があったということで若干進行しておりまし て、数字的に0.583という数字になっております。ここで約0.0 7ほど進行しているという様子がわかってきました。それを踏まえまし て、新たに耐震指標の目標値を設定しております。目標値といたしまし ては、現在、目標値は当初0.7という数字があったわけですけども、 今回は若干修正を行いまして、0.675という目標値に設定しており ますけれども、もろもろの構造的な補強によりまして、今回、改修結果 といたしましては、最低で0.698まで持っていくということで計画 を行い、見直しを行ったところです。そういったような経過から今回の 事業費が大きく伸びているという一つの要因につきましては、耐震補強 にございます。もう一つは、各階の造作の件でございます。平面プラン をおおよそご提示させていただいておりますけれども、各階、1階から 図書室、2階、郷土資料室、3階につきましては交流スペースといった ようなことで、現在、教室は、1スパンごとに分かれておりますけれど も、取れる壁につきましては抜いて広めに使うといったようなことがご ざいますけれども、やはり使い勝手が悪いということで、中にパーティ

ションを入れたりしなければならないという、そういう基本的なものについても今回、設計で見るといったようなこと。さらに、先ほどご心配いただいております外壁等の改修についても当初の事業費よりもやはり多めに改修が必要だという場所が出てきました。それらを含めまして、おおよそ約9,000万円程度、事業費が伸びたという内訳になっております。

それから、ご質問がございました屋根、外壁などで今までの経過を踏 まえて、今後の改修についてどういう方向で考えていくのかということ のご質問でございます。ご承知のとおりに昭和48年の建築でございま して、60年の耐用年数というのは、一応の目標では持ってきておりま す。それで、学校におきましては、過去、大規模改修をおおむね15年 から20年のスパンで行うという計画で進めてきております。外壁、屋 根につきましても、その途中の年で改修を経過的に行ってきております。 今回、ご心配されております屋根の改修につきましても、現在、塗装で 行うということで見ております。状況につきましても、さびの状況が当 然、見受けられます。しかし、改修の方法といたしましては、さびを実 際は落としまして、ケレンと申し上げますけども、そういうものを除き まして、さらにその上にさびを補強するといったような下地処理、さら に上塗り処理といったようなことで、現在ではかなり高級な塗料が出て きていますので、今後の施設の利活用の使用目的、年数、そういうこと を踏まえますと、ここで今、張りかえをして新たに30年、40年もた すということで考えるよりも、塗装で行うことのほうが今の状況として は目標値と比較すると適切でなかろうかといったようなこと、それと、 外壁工事につきましても経過で改修を行っておりますけども、今回もサ ッシの取りかえについては今後、排煙窓などで取りかえなければならな い部分のところもございますけれども、おおむね南面の教室側のサッシ については、やはりサッシ自体には、ガラス止めをしているビートの部 分については、硬化という、硬くなる様子が見受けられますけれども、 塗装工事と併せましてサッシと躯体の目地のコーキングの打ちかえ、さ らに塗装につきましても、やはり総塗装ということで、コンクリートの 上に膜塗装をしておりますけども、これについてもやはり亀裂などが生 じておりますので、そういったような躯体への影響が考えられるための 施しといたしまして、下地から剝がすことによりまして鉄筋への影響が 見られる亀裂部分についての補修も行った上での塗装工事ということ を計画しております。そういったようなことでコンクリートの鉄筋への 影響ということも後段ではご質問ございましたけれども、現在、耐震実 施設計の中では中性化試験というものを行っています。これは、コンク リートの表面から鉄筋への、鉄筋の被りが約2センチから3センチござ いますけども、それの経年による影響度がどのぐらいあるかというサン プリングを行いまして、その状況も踏まえております。そういったよう なことから、現在の状況では鉄筋への影響、建物自体への劣化度がまだ そんなには進んでいないというような状況結果を踏まえまして、耐震補

強を行うといったような検証を行っております。これは、第三者の審査 機関のチェックをいただきまして、そういう総体的な耐震計画で行うと いったようなことでの評定をいただきながら耐震補強の方法をとって いるということから、建物自体については今回の改修工事によりまして、 目標とする耐用年数以上のものを確保しようとするような内容での設 計でございます。

それと、公共マネジメントの計画では、というそういうお話も一つございました。現在のところ、全体的なマネジメントの計画の必要性は、上部組織のほうからの指導もございまして必要性を感じております。ただ、現在までは既にスポーツセンター、改善センター、中学校体育館等、順次進めてきております。さらに、あいくる、ビューロー等についても、危険な部分についても改修を行うということで進めてきております。今後につきましては、平成27年度まで中学校と小学校を含めまして大規模改修等の計画も踏まえて検討を進めておりますので、それら以外の施設についても今後、何らかの形で検討していかなければならないかなということでは、内部では検討しております。以上でございます。

議 長 町 長 (再答弁) 町長。

菅原議員の再質問の中で工事費の関係については、今ほど、参事から お話しをさせていただきましたし、当然、来年度以降、消費税の分もご ざいます。それが当初のには入っておりません。併せて、現在の工事費 の関係で見積もりさせていただくと、現在と平成24年までと来年以降 の資材価格を含めていくと相当上がっています。労賃も含めていくと。 そういうものが非常に、当初2億6,000万円ほどでお話しした時に は、それが入っていません。24年と同じような感覚の中で見積もりも していただいた。ところが、消費税が上がると決定もされました。当然、 そこに使う資材等も全部上がってまいりますので、それもかなりのウエ ートになってきております。併せて、私どもは当初、20年前後使えれ ばいい施設であるから、できるだけ経費をかけないでいこうという思い も一つはあります。そんな中で、そうすると今のまま、見ていただいた かと思うんです、室内も含めて、外構はいろいろ、今、参事が説明した、 やることはやる、先ほどご説明したように中も見ていただいて、できる だけ金をかけないですると、この後、今、菅原議員が心配している5年 か10年の間に大規模改修をまたしなければならない。それは物が入っ てからやると、また非常にお金がかかるという疑念も当然出てくるわけ でありまして、そのことについても、今、見積もりを取らせていただい て、どうあるべきかということで考えていると。私はやはり20年ぐら い使えるもの、その後、大規模改修ができるだけ少ない形をとれればな という思いで、いろんな今積算をいただいているところでありますので、 何とかその中でいいお話になればいいかなと思っております。

そして、先ほどご質問があった公共施設、私もできれば集約できるほうが一番いいんだろうとは思っております。後ほどの議員からプールの質問もありますから、あれですけれども、公共施設はできるだけ集約で

きるほうが利用者にとっては非常にいいという思いはしておりますが、今回の生涯学習センターは小学校の跡利用、これを何とか利用しながら、今不便をかけている施設の部分、利用者にとって大変不便をかけている部分がございます。先ほどもご説明したように、公民館機能、公民館を今やっておりますが、これも今のままでは使えません。相当改修をしないと。改修をしても今の利用者が本当に満足できる利用にはならない。ですから、小学校を活用した中で大方の皆さんがご理解いただける、利用いただける、そういう施設に改修しながら、私は20年ぐらい使える施設をして、その後、我が町の動向が非常にわかると思います。今、すごく将来人口の問題だとか高齢化率の問題だとかいろいろ出てきておりますから、その時点では、その町の方針としてまたどういう施設にするべきかと。新たな展開は図れるものだと。その間は、やはり有効利用、活用していくべきではないかなというふうに私は思っておりますので、それらも全部出てきた時点で、また議会の皆さんとも相談して、より良い町の施設にしていきたいなと、そんなふうに考えております。

議 長 菅原議員 (再々質問) 3番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。今、1番目につきまして、町長と、 それから担当職員からご説明いただきましたので、やってみなければわ からないということは、それはそうだと私も思っています。しかしなが ら、今まで公共施設を耐震だとかいろんなことで中を開けてみたところ、 思った以上に進んでいたということが、それで補正予算が出たというこ とが何回かありました。やはりそういうところも含めまして、これから さらにさらに上乗せになっていくんだろうなということで私は考えて います。1番目にしましては、やってみなければわからないということ で、またさらに進展を見させていただきたいと思います。

それから、2番目なんですけれども、今、塗料がいいので、さび落と しをしてから下地、上塗りをするということでお答えいただきましたけ れども、それで果たして何年もつのかなということで、私が懸念してい るところがそこなんですよね。今はいいですけれども、あと何年もつの か、そこが一番重要なところではないかと思います。ほかのところでも 公共施設マネジメントとして実際に何億ぐらい、概算ですけど、何億ぐ らい推計されるということで出している市もあります。そこの所を見ま すと、やはり30年経っていろいろ改修して、そして、また60年まで もたせる時に大改修をしなければいけないと。今、町長のお答えをいた だきましたように、なるべく大改修しないような形でということでお答 えはいただきましたけれども、果たしてこの屋根、一番心配しているの はやっぱり屋根だと思うんですよね。屋根とか壁の所が果たしてそれで いいのか、大改修にいかないのか、そこのところがやはり再度お考えい ただければと思います。もしできましたら、今のお答えをいただきまし た中にも、先々のことはよくわからないということでお話はいただいて いますが、やはり建物として大体壁はあとどれぐらい、それから、屋根 はどれぐらい、それから、配管、給水施設、それから今、個々にストー

ブを使うと思いますけれども、このストーブにつきましても、もう20年30年使えるものではないとは思います。その間、いつぐらい、10年めどとかいろいろあると思います、そこのところも試算していただけるのかどうか。詳しくこれからしていかなければ、やっぱりそういう数字というのは出ないのは当然ですから、そこのところもまた再度していただけるのかどうかお伺いいたします。

それから、公共マネジメント計画、必要は感じているということで今、 担当の方からもお話しいただきましたけれども、それらを踏まえた上で、 この(仮称)生涯学習センターをどうするのか、そこのところが私は重 大なことではないのかなと思うんですよね。そう言いますのも、やはり いろんな施設を使いながら、それからまた、これから新しくということ にならないという町長のお答えなのかなという気もしますけれども、こ の3番目にかかわりますけど、今あるものを跡利用として使うので、も ったいない精神ですよね。それで、果たして、そのもったいないから使 おうというそこからの発想でいいのかなという、ちょっと私はそこを疑 問に思ったりもするんですよね。箱物はもう作らないということで、そ ういう風潮にはなっているのは重々承知で私は言いますけれども、今あ るそのもったいないものを多額の金額を使い、そしてまた、これからま た数十年かけて改修を行い、果たしてそれでいいのかと。それだったら いっそのこと平屋の小さいものを作って、そして、20年30年もたせ るというそういうことも考え併せていったほうがいいのではないかな と、私はそう思います。これから小さくてコンパクトなものを。南幌町 というのは小学校でもそうですし、いろんな所がとても大きな建物が多 いですから、そういうコンパクトということもお考えいただけるのかど うか、それを最後にお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備課参事 (再々答弁) 都市整備課参事。

それでは、ただいま各部位ごとの耐用年数等に合わせた施しの目標に ついてお答えを申し上げたいと思います。南幌小学校、昭和48年に建 築ですけども、その後、改修実施を行いました調書がございまして、平 成元年に屋根、外壁、内部改修、暖房設備工事、給水排水設備改修工事 を行っております。それ以後については小破修繕ということで、大規模 で行いましたのは、この平成元年と平成2年にわたって行っておりまし て、それから経過しまして、現在の平成25年ということで、おおむね 20年間ぐらいはもたしているといったような状況にございます。そう いうことから申し上げますと、外壁につきましては、今回も外壁の改修 ですから、同程度もたすという結果になろうかと思います。ご心配いた だいている屋根についてなんですけれども、ご指摘ありましたとおり、 やはり塗装では非常に不安だというご心配でなかろうかと思うんです けども、現在、屋根の改修につきましては、経過年数がやはりございま して、耐用年数の過半を超えるような施設については、屋根の屋根材を ふき替えるということを行っております。例といたしましては、公営住 宅等につきましては、塗装工事を行わずに張りかえ工事を行っているも

のもございます。ただ、今回の改修工事につきましては、一旦、屋根自体の張りかえを途中で行っているということから、やはり屋根の母材については、まだ耐久があるのかなということを考え併せまして、塗装工事で済ませていきたいということで、塗装工事につきましても、ごく一般的なご家庭では10年とかということでお耳にしているかと思いますけども、今回は公共工事での改修ということがございまして、耐候性なども十分加味した塗材などにより改修していくという目的でおりますので、一般家庭の塗装工事とは若干質が異なるかなということで、やはり20年以上はもたすというような気持ちで改修に臨む方向でおります。

あと、ボイラーですとか給排水工事につきましては、ボイラーの本体につきましては、経過が既に15~16年以上経っていますので、それについては個別暖房方式に切りかえるといったようなことで、個別暖房方式でもやはり改修については部分的には今後出ようかとは思いますけれども、給排水部分については、トイレの改修と合わせまして、やりかえるといったようなことで今回考えておりますので、これは十分に今後も20年以上は耐用できるのかなということで考えております。以上でございます。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えいたします。建物というのは、古いだろ うが、新しく作っても10年するとまた改修しなければならない。あい くるを見ていただいても同じだと思います。一回、ものを作ったらずっ と永久的に何も改修しなくてもいい建物というのは、ほとんど僕はない と。今の菅原議員の質問でいくと、新しくしても、その頃に来ると、ま た改修は当然しなければ。その中で我が町は今どうしようか。何回もお 話しさせていただいた、今、新しいものを建てて本当にいいかどうか。 需要は、これだけ今要望があって、全部その小学校の跡利用で埋められ るわけです、今は。それが10年20年経って、それだけ要望が本当に あるかどうか。議員が言われるように。その時点で本当にコンパクトの 良いものを作ることは可能かと思います。ただ、今は皆さんの利用があ るからって、全部のこの機能を有する新たな施設を今本当に建てていい かどうかというのは、先ほど言った人口どうこうだとか年齢の関係だと かいろいろ出てくるから、再利用して、そこをじっと我慢して、そして、 ある程度皆さんの要望に応えられる施設にしながら活用して、将来ある 程度経った時点では、どうあるべきかとまた議論をしていただいて、当 然、その時は、これはもう使えませんから。それがコンパクトがいいの か、ある程度整備した大きなものがいいのかは、その時点で考えられる 施設をその時代にやっていただく。そのつなぎとして、この跡利用をし て私はやっていくべきではないかな。当然、今、参事が説明したように、 再利用しても耐用年数、ボイラーにしろ、個別の暖房方式にしてストー ブにしろ、年数が来たら当然変えなければならない。これは施設が古い からじゃなくて、新しくても古くてもこれは同じなんです。その中で、

この施設全体をどう有効利用できるかっていうことが主眼で、もったい ないからとかそんなんじゃないんです。あくまでも町民の皆さんにとっ てどれがいいんだろうと。今のうちの町の状況からすると、今、本当に 大きいもの、新しいものを作っていいかと言ったら、私はちょっと疑問 を抱かざるを得ない。それだから、なおかつこれを再利用して、町民の 皆さんに有効活用していただく手法がとれないかということで実施設 計をしていただいて、後ほど、議会の皆さんとも相談になろうかと思い ます。金額の問題も当然出ますから。ただ、この機能を全部生かした新 しいものを作るというのは相当な金額であります。ですから、そこに行 き着く前に再利用して、様子を見るのも一つの手ではないかなと。それ から、公共施設、今、長寿命計画、橋も含めて、いろんなことで今調査 をして計画を立てていきますので、その中で有効活用、そして、長く使 える施設にしていきたいと思っていますので、これからそういう部分が 当然かかってきます。ですので、それまでの体力をいかにつけるかとい うのが大事かと思いますので、今回はこういう再利用をして、有効活用 させていただく案でどうでしょうかという、今、実施設計をいただいた ので、ご理解いただければと思います。

議 長 以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

町

町長に2問の質問をいたします。1問目です。行政懇談会の開催について。町長は、町政執行方針の中で、行政懇談会や故郷ふれあいミーティングについて、多くの町民より行政への提案や意見、要望などをいただき、意見交換や情報提供の場としてその充実に努めていくと述べております。しかし、この数年、全町での行政懇談会の開催はありません。せめて年に一度は開催し、町政の現状や現在執り行われている諸課題を町民に説明し、地域の要望やご意見を伺う必要があるかと思います。今年度中の開催について考えを伺います。

議 長 町長。

長

熊木議員の行政懇談会の開催についてのご質問にお答えいたします。まず、私は、町民との協働を進めるには、情報の共有とコミュニケーションから生まれる信頼関係をもとに、町政や地域の課題を共有し、共通の目的に向かって、それぞれの役割と責任を持つことが大切であると考えております。このため、広く意見を伺う広聴活動として行政懇談会や故郷ふれあいミーティング、町長談話室、あるいは地域担当職員制度や職員出前講座、町広報誌、パブリックコメント、町民意見箱や電子メール、アンケート調査など、さまざまな機会や手法を通して行政情報の提供と地域住民からのさまざまなご意見やご提案をいただいているところです。なお、ここ数年、行政懇談会としての開催はありませんが、平成21年度に全地域を対象とした故郷ふれあいミーティング、地域ブロック単位では平成22年度に総合計画まちづくり地域座談会、平成23年度は小学校跡利用地域座談会を開催しております。しかしながら、年々地域からの参加者も減少傾向にあることから、やはりメーンとなる

テーマを持ち、多くの町民が参加できる懇談会の開催が求められているところです。つきましては、行政懇談会としては、必要な機会に主要課題となるテーマを持った懇談会を開催するものとし、通年では故郷ふれあいミーティングの活用や地域担当職員制度などの利用を推進してまいりたいと考えております。現在、第5期総合計画・後期基本計画及び新たな行財政改革の策定作業を進めているところですが、これからも、まちづくり全般にかかわる諸課題について、広報誌やホームページなどを活用し町民からご意見をいただく機会を設けてまいります。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

再質問させていただきます。今の町長の答弁で、故郷ふれあいミーテ ィングとかいろいろやれることをやっているというようなことの答弁 だったと思います。そこで伺いたいんですけれども、町のテーマという か、その中にも、やっぱり住んでよかった、いつまでも住み続けるまち づくりのためには、ということでそういうことが掲げられています。そ のためにやはり町民の意見とか要望を反映させるということは不可欠 だと思うんですよね。それで、今、町長談話室とかいろいろやっている ということだったんですけれども、町で今起きていることというか、一 時は毎年、回数を多く開催されていたころは、この町がどういう方向に 進むのかっていうことで大きなテーマがあったと思うんですね。そうい う時には頻繁にやられたというふうに私は感じるんです。今、そういう 大きな論争が一段落して、今、本当に住みやすい町づくりのために、町 民も職員も議員も町全体が一つになって進んでいっている時だと思う んです。そういう時だからこそ大きなテーマというか、何か問題がある からそれをするということではなくて、今起こっていることをいろいろ 皆さんに率直に意見を伺う場というものをやっぱり設けていく必要が あるのではないかなと思います。今の答弁の中で後期総合計画、後期基 本計画を今策定しているとのことで、そういう意味では意見を聞くとい う答弁だったと思うんですけれども、具体的には今年度開催されるのか どうか、そこを1点ちょっと確認したいと思います。

それから、いろいろ開催しても人がなかなか集まってこないっていうのが、どの会議体とかいろいろ見ても同じ悩みというかそういうのはあると思います。それは、我が町、本町だけに限ったことではなくて、どこでもそういう問題はあると思うんですよね。それで、やっぱり参加しやすいような工夫というのを取り入れていかなければならないと思うんです。それで、今、地域が高齢化して、今、まだ若い層というか、そういうところが大半を占めているけれども、どんどんどんどんあ齢化になってくるとますますそういう所に足を運ぶ機会がなくなると思うんですよね。先日、私、同僚議員と一緒に政務活動で長野県とか山梨県に行ってきました。そういう中で最初に視察した長野県の松川村という所が、今回、男性の健康長寿で日本一になったということで、町が日本一になったということを大々的に中心に添えて、いろいろ健康づくりをしているということでの視察をさせていただきました。長野県自体がやっ

ぱり健康のまちというか、そういうものを作るということで進めている ということの一環としてとり行われているということで、健康のことだ けではなくて、懇談をした時にいろいろ、ここで言うと17の地域とい うかそういうのがあるんだそうです。そこの中でもやっぱりなかなか高 齢化だけではなくて、60歳とかになっても老人会にはなかなか入らな いとか、いろいろそういうことを抱えていて、何とか地域を活性化する ためにできないものだろうかということでいろいろと知恵を絞って、そ れで健康補導員とかというそういう名前で募って進めているというこ とだったんですよね。その取り組みを伺ったら、やっぱり町内会ごとに 集まる時に、ただ呼びかけても来ないので、町内会長さんとか、それか ら、いろんなバリエーションを豊かにして、健康福祉課が一緒に行って、 そこで集まってもらうとか、役場の、今、町長もお話しされていました けれども、地域担当制とか出前講座とかそういうものも入れながら内容 豊かな会合を開くようになって、参加率が上回っているということでし た。ですから、うちもいろいろ、あいくるを中心に取り組んでいること は評価されていますし、そのとおりだと思うんですけれども、やっぱり 手法を少し変えてみるということを今後は取り組むべきではないかな と思いました。そういう意味では、今後の回数とか、それから、どうい う単位でやるのかということも含めてお考えがもしあれば、そこをちょ っと1点伺いたいと思います。

議 長 町 長 (再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。行政懇談会、いろんな手法、 今まで過去もやってきました。ただ、やはり大きなテーマを持った時に は結構来ていただくんですが、なかなかそれが難しいということから、 故郷ふれあいミーティングを含めて、私は、いろんな団体を含めて、要 請がある所には全部できるだけ出るようにしていますし、我が町は地域 担当職員制度や出前講座、かなり活用をしていただいている部分もあり ます。ただ、地域にちょっと誤差がございますけれども、それを充実さ せていくことによっていろんな声も入ってきますし、今、熊木議員が言 われた、懇談会ではなかなか言えないけどもそういうことで言えるんだ ということで開催していただいていますので、私どもは拒んでいるわけ でも何でもないので、いろんなご意見があれば私は5人でも10人でも 居たら行きますよというお話をずっと町内会長さんにもいろいろお話 しし、あるいは団体の皆さんにもお話しして、事あるごとにそんな話を させていただいて、何かの会合にもご意見をいただく機会を作っており ますから、いろんな面でやっぱり声を出せるような環境づくりをしてい かなければならないなと、そんなふうに思っています。あと残り今年度 も少ないですから、テーマが特別ないものですから、行政懇談会は開催 する考えはありませんけれども、故郷ふれあいミーティングはいつでも できるという体制作りをしておりますので、そういうご希望がある、熊 木議員が言われている部分がありましたらいつでも言っていただけれ ばと。日程調整はさせていただこうと思っています。ただ、私はやっぱ り職員も今、地域に出ていただいております。これは担当職員ということでありまして、かなり身近な部分になってきている地域もあります。それらを含めていくと、この辺の充実もちょっと図っていくべきかなと。何もないから呼ばないよという行政区もあるんですが、そうじゃなくて、やっぱり何もなくてもいいからそういう部分で気楽に声が出せるような状況づくりというのは、職員、出前講座も含めて、こういうものをより充実していければいいのかなというふうに思っております。行政懇談会は全然やらないというのではなくて、いずれ大きなテーマが出ますので、その時点では当然、早めから皆さんのご意見を聞く、大きなテーマを持って行政懇談会はやらざるを得ないと私は思っています。その間は、やっぱり故郷ふれあいミーティングあるいは職員担当制、出前講座を中心に、そして、いろんな団体からも声を聞ける機会を多く持ちながら協働のまちづくりを進められればなと、そんな考えを持っております。

議 長 熊木議員 (再々質問) 1番 熊木 惠子議員。

再々質問します。今、町長が最後におっしゃった、いずれ大きなテー マというのが何を意味するのかちょっとわからないんですけれども、そ のテーマというところで言うと、数年前、いろいろ対立する意見も出る ようなことがあったと思うんですよね。その時は、やはり町内会とかた くさんの人が集まっても、やはり対立する意見とかが闘わせるような場 面だと、そこで感じてもやっぱり意見を言えないとか、やっぱりそうい うのはいやだと言って参加しなくなったっていう、実際そういうことも あろうと思います。今、町長が残り3月までということで今年度となる と期間のこともありまして、行政懇談会とかそういう形はできないと今、 おっしゃったと思うんですけれども、ただ、その要望に応じてはいろい ろ少人数でも行きますよということでしたが、私は議会でいろいろ議論 していて、今、最大のテーマというのは、やっぱり病院のことだと思う んですよね。それで、私はやっぱりいろいろ委員会とかそういう中でも 町立病院の改善計画とかをやっていきながら、何よりも町民に足を運ん でもらえる病院ということをやっぱりやっていかないと、いつまで経っ てもこの問題は解決しないと思っているんです。それで、例えば病院に 特化した時に、この病院を今こういう形で努力をしているんだけれども、 実際に皆さん、足を運んでくださいとかそういう形での懇談というか、 私はそういうことをぜひやる必要があると思っているんです。こう言う と、町長はきっと少人数とかそういう中でも話しをしているとおっしゃ ると思うんですけれども、やっぱりこのテーマで本当に町が今困ってい ることを話しをして、それでそこで率直に意見をいろいろ交換すること で、また一歩違った視点でものも見られるんじゃないかなと思うので、 そこのことについて、その大きなテーマのことも含めてお答えいただけ ればと思います。

議長

町長。

町 長 熊木議員の再々質問にお答えをいたします。大きなテーマというのは、 (再々答弁) 後期が終わったら大きなテーマが出るわけでありますから、それをどう するかというは当然、皆さんのご意見を聞いて、今後のまちづくりの指針は当然私は作っていかなければならないと思っていますので、恐らくそういう分については今後出てくるだろうというふうに思っています。それから、病院の話もされましたけど、町のいろんな話、今、言われたように、やはり懇談会ではなかなか言いづらいというような、それで故郷ふれあいミーティングで何でもいいよという話をさせていただいておりますので、それをいろんな行政区、町内会にも活用していただいて、その中でお話しができればなというふうに思っております。これは議会も町も同じですが、やはり町民の声をいかに吸い上げていくかというのが大事なテーマになろうと思います。機会があるごとにいろんな形の中で飛び込んで、皆さんのご意見を聞く機会は作りたいものと考えております。

議 長 熊木議員

1番 熊木 惠子議員。

2問目に移ります。町民健康プールの新設について町長に伺います。町長は、昨年12月の町長選挙の公約に、次世代につながる夢のある故郷づくりを掲げ、地域の活性化として、町民の健康づくりの促進を挙げ、町民健康プールの新設を公約しています。町民の健康増進を図ることは、高齢化社会を見据えて計画的に取り組むべき課題だと思います。現在も予防医療のようなさまざまな取り組みがなされていますが、乳幼児から高齢者まで利用できるプールの新設は多くの町民が待ち望んでいることです。先日、政務活動で視察した町、村でも自治体が率先して健康増進活動をきめ細かに取り組むことで、将来的には国民健康保険税の軽減につながるとの報告がありました。高齢者、幼児向けの浅いプールでは一年中通して健康教室が開催され、生きがいづくりになっているとのことでした。プール新設の時期や場所、規模をどのようにお考えか伺います。

議 長 町 長 町長。

町民健康プールの新設についてのご質問にお答えいたします。

熊木議員のご指摘のとおり、昨年12月、3期目の町長選挙立候補に当たり、私の公約の一つに町民の健康づくりの促進として、町民健康プールの新設をうたわせていただいております。現在の町営プールは、これまで小学生の水泳授業を初め、町民の健康維持、体力向上の場として町民の方に利用されてきていますが、建設後45年が経過しているため老朽化が著しく、また、利用者の安全性や衛生面などから新たなプールの建設時期が到来しているものと考えております。本町では、今後、間違いなく訪れる超高齢社会に向けて、高齢者の方々が住みなれた地域で、いつまでも元気に楽しく過ごしていただけるよう健康の維持、とりわけ運動教室などの継続的な取り組みが重要であると考え、これまで高齢者などを対象とした快足シャキッと倶楽部や地域での運動教室開催など、積極的に取り組んできたところであります。

公約のプールの新設につきましては、子どもたちが水泳授業などで利用できる競泳用のプールを基本に、現在実施している高齢者等運動事業

にプールを活用した事業を組み入れるなど、健康維持、体力の向上に加え、健康づくりという付加価値も取り入れたプールにしてまいりたいと考えておりますが、プール整備案として、現在、一年を通して利用可能な通年型プール、または加温設備を設置して開設期間や時間を拡充して春から秋まで利用できるプールについて、高齢者を含めた町民の方々の利用見込みを初め、建設事業費や維持管理経費などの比較検討を行っているところであります。

ご質問の建設時期は、第5期総合計画・後期計画期間内に、建設場所は、現在のスポーツセンター周辺を予定しておりますが、いずれにしても規模等を含め、しかるべき時期にご説明させていただきたいと考えております。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

再質問いたします。今、町長の答弁を伺って、プールが新設されるんだなということで、ほっとしていますし、すごくうれしいことだなと思います。問題の時期なんですけれども、最後におっしゃられた第5期総合計画・後期計画期間内にということなんですけれども、具体的には何年のどれぐらいを考えておられるのか。

それから、私、この質問をして、今ご答弁をいただいて、すごくうれ しいなと思ったんですけれども、やっぱりこういう計画というのは早め に町民に、場所とか規模が決まっていないとしても、やっぱりこういう ことを考えているんだということを発信することで、町民は将来の目標 というか夢というかそういうものが持てると思うんですよね。ですから、 やっぱりいい計画は早めにお知らせするということをぜひやってほし いなと思いました。

先ほどの同僚議員の質問の中にも(仮称)生涯学習センターのことで ありましたけれども、私もいろいろ町長の公約、昨年の公約を見た時に どこに作るのかなということで、委員会とかで時々ちょっと聞いていま した。それで、やっぱりぜひ温水プールを作ってほしいっていう要望も 出しながら。それで、温水プールってやっぱり各自治体で最初作っても なかなか経費がかかるということで冬期間はやらないという所が多か ったり、結局は、通年通して一回休んでいるという所も実際には多くあ ります。それで、例えば南幌温泉の温泉熱を利用した形でのプールとか も考えられないだろうかということも自分なりには思いました。そうな ると、いろいろ温泉熱だということだと塩害とかいろいろそういうこと もあったり、あと、プールの施設そのものを傷めるというか何かそうい うこともあったりして、それも簡単にきっといかないのかなとも思うん ですけれども、やっぱり検討する時に何案か出して、これではどうだと いうのを検討していくべきだと思うんですよね。例えば、温泉の所に作 ったとすれば町民だけではなくて南幌温泉を訪れる人とか、また、すぐ 前が遊水地になるということで、あの辺一体がすごく大きく変わってく ると思うんですよね。そういう時に町外から南幌に来た時に、9月の一 般質問でも言いましたけれども、この町はこういう施策をやっているの かということで共感が得られて、それが滞在人口になったり、やっぱり 生涯ここで住もうかということにつながってほしいなという願いが私 にはあります。ですから、やっぱりそれも一つの案としてぜひ検討して ほしいなということを思います。

また、先ほどの答弁の中で、改善センターの近くということになると、 やはりそこに公共施設が集中するということで、やっぱりいろんな形で 公共施設を満遍なく利用できるということには、すごくいいと思うんで すよね。ですから、そういうのを考えながら時期とか、あと、その規模 とか、まだ決まってはいないのかもしれないんですけれども、先ほどの 温泉のこととかそういうものの考えとか、もし何か町長の中にあるので あればお聞かせ願いたいと思います。

議 町 長 (再答弁) 町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。当然、今のプールがもう何 年も使えないというのは、はっきりしているわけでありまして、来年度 から3カ年の後期計画が始まります。その中で皆さんのご理解をいただ ければ建設をしていきたいなというふうに思っておりますが、今、熊木 議員からいろいろご指導をいただいた点もあるんですが、なかなか温泉 の所でやるというのは非常に難しさがございます。私は、あくまでも町 民が利用しやすい環境づくりが一番だろうと。町外の方に見ていただい て喜んでいただくのはいいんですが、町民が使うということの利便性を どう図るかということが一番大事かなというふうに思っておりますの で、私もいろんな所の首長さんと聞きながら、通年プールやって、冬だ け閉鎖しているんだっていうことを聞いたのは、やはりいろんな首長さ んも、やはり今の町の財政が大変な時代に多額の維持管理をかけるのは 本当にいいのかどうかと。それから、利用率がそのわりに冬はやはり落 ちるんだそうです。特にお年寄りはなかなか冬は来ていただけない環境 のようであります。それらを今いろんな精査をしながら、健康づくりな んかでもこういうのができたらどうなるんだという声がけもして、利用 する、しないという、そんな意向調査だとかというのも今、保健師なん かにも声をかけていただいている部分もありますので、それらも参考に して、ある程度、何年ぐらいをめどにしようという、まあ、3年の中で 僕はできればしたいなと思っています。それは当然、議会の皆さんにも ご相談をさせていただきますけれども、そんなことを含めて、皆さんは、 もうあのプールを早く直すのか改修するのかといろんな声をいつもい ただくものですから、できればこの3年、3年と言っても実施設計から 全部やると2年はすぐ経ちますので。だから、今からすぐやるよと言っ たって2年以降の完成になろうかと思いますので、できるだけ早く皆さ んと協議をさせていただいて、めどをつけていきたいなと、そんなふう に考えております。

議 長熊木議員 (再々質問)

1番 熊木 惠子議員。

今、町長の答弁をいただいたので、3年をめどにというところで、ぜ ひやってほしいと思います。それで、先ほども話しをしてあれなんです けれども、松川村という所でいただいたメニューの中で、うきうき水中 運動教室という形で子どもからお年寄りまでということで取り組んで いました。やっぱりそれを、その作る場所にもありますけれども、今あ るプールに私も子どもが小さいころ連れていきました。そういう中で、 まだあのころは全く覆いとかがなかったので、本当に風が吹くと葉っぱ がいっぱい飛んできたり、ハチがぶんぶん飛んできて怖い思いをしたり とかということで、ちょっとずつ改善されながら今の形になったと思い ます。でも、やっぱり老朽化しているので、早く子どもたちの水泳授業 とか、そういう中にはいい環境の中で過ごさせてやりたいなと思うのと、 先ほど、超高齢化時代がやってくるとありましたけれども、やっぱり目 の前に迫っているところで、本当に超高齢になってからいきなりプール というのはなかなか抵抗もあったりすると思うんですよね。ですから、 早くできることで1人でも多くの方が健康増進に役立てる意味で活用 するということは大きな喜びになると思うので、ぜひ綿密な計画を練っ て、やっていただきたいと思います。要望して終わります。

議 長 以上で熊木 惠子議員の一般質問を終わります。

場内時計で11時まで休憩をいたします。

(午前10時47分) (午前11時00分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

町長に2問の質問をさせていただきます。我が町の移住体験事業について。北海道に住んでみたい、田舎でのんびりと暮らしたい、定年後、農家暮らしをして野菜を作りたい、そんな声に応えたいと各地の自治体では移住促進に向けて独自の取り組みをしています。我が町におきましても移住体験事業として短期間、南幌町に住んでいただき、町の良さを知ってもらい、それを移住促進につなげるためにさまざまな取り組みをされています。そこで町長に伺います。

1移住体験事業では、この6年間で65組が体験され、1組が移住されました。このような成果に対して、今後の移住拡大に向けてどのように進めていく考えがあるか伺います。

2移住体験住宅は元町の旧教員住宅を利用していますが、老朽化により、特に壁やドアの劣化が見受けられます。町外から来られる方には南幌町を知っていただく最初の施設でもあり、今のままでは南幌町の第一印象が懸念されます。早期の改善が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長町長。

町 長 佐藤議員の我が町の移住体験事業についてのご質問にお答えいたします。

南幌町は、平成18年度から北海道移住促進協議会に加入し、元町2 丁目の旧教員住宅の平屋建て2戸を活用し、平成19年1月から南幌町 移住体験事業として参画しているところです。 1点目のご質問ですが、南幌町移住体験事業の取り組みは、移住定住施策としてみどり野団地の販売促進に繋げていくことを最大の目的としているところでありますが、これまで6年間の本町への移住実績は道内からの移住1件となっており、十分な成果が出ている状況ではありません。この移住体験事業は、移住への即効性を期待するものではなく、まずは本町を知ってもらうことが重要であり、観光施設、地元農産物のPR、地元商店街の消費拡大など産業振興の側面も有し、本町でも重要な施策として位置づけをしていますが、これまで6年間の事業実績と今後の住宅の耐用年数経過に伴う新たな住宅の費用対効果を踏まえ、また、利用者アンケートで冬期間の生活に対する不安などがあることから、これらを解消する手法、施策の検討を進めるとともに、町民との交流機会を設けるなど事業の展開を図っていきたいと考えています。

2点目のご質問ですが、移住体験住宅は、議員ご指摘のとおり建築後37年が経過し、老朽化が進んでいる状況です。これまで住宅改修としては事業開始当初に内壁塗装、平成21年度には給水設備更新工事、屋根塗装を実施してきたところでありますが、現在、外壁のモルタル劣化、塗装劣化が生じている状況から平成26年度の予算編成において外壁、屋根、ドア塗装修繕を検討しているところであります。

議 長 佐藤(妙)議員 (再質問) 6番 佐藤 妙子議員。

ただいま、町長の答弁をいただきましたけれども、答弁では移住の即 効性がないという、そういうお話でございました。私はそうとは思いま せん。増え続ける人口減少や、みどり野団地の販売の伸び悩み、また、 移住促進の突破口として、この事業は進められていたのではないでしょ うか。これまでと同じような政策であれば思うような成果は得られない と思います。今後、体験参加者増加のため、体験施設の充実はもちろん のことではありますが、体験者へのサービスや心配りも大切ですし、地 元住民のかかわりも大切になってくると思います。しかし、住民の浸透 性はすごく薄く、体験住宅がどこにあるのかもわからない方も多いよう です。まず、住宅に看板表示などを設置して、体験される方を知り、そ うすれば住民も意識を持ってもらえるんじゃないかなと、また、そうい うふうに接することができるんじゃないかなと思います。今年の8月3 1日に開催された体験ツアーでは、13組49名の参加がとても好評だ ったと聞いております。この内容も子育てをされている家族が対象とな っていたそうですけれども、今、子育て世代、熟年者、高齢者と、この ライフスタイルも多様化している社会で、移住希望される目的も本当に さまざまだと思うんですね。その中で、現在ある今の施設だけで本当に 移住拡大につなげられるのでしょうか。現在の施設以外での設置の考え があるかどうか、お聞かせください。

続きまして、体験住宅の修繕の件なんですけれども、検討されるというお答えでしたけれども、その検討がちょっと私には前向きな検討なのか、後ろ向きの検討なのか、ちょっと定かではないんですけれども、先日、体験住宅を拝見させていただきました。お風呂とかトイレは改装さ

れてきれいだったんですけれども、やはり老朽化もあるということで、すき間も多くあって、冬場は相当寒いんじゃないかなと思いました。また、耐震性もとても気にかかるところでございました。室内は職員の方たちから譲っていただいた家具とか、テレビはあったんですけれども、テレビはチューナーが付いたアナログでした。やはり私が一番気になったのは、広がった外壁のカビと玄関のドアの状態です。できれば、外装もそうなんですけれども、内装や中も検討していただけたらなと思っております。このような施設で、ぜひ南幌に来てくださいと言っても果たして説得力があるのでしょうか。利用が、安かったから利用しましたという声もありましたけども、それで本当に南幌に住みたいという気持ちになるのかなと私は思います。今、インターネットで他市町村の施設を見ますと、趣向を凝らした施設が多数紹介されています。何としても住んでもらいたいという本気度が伝わってまいりました。我が町も移住促進をより強化していただくために、早期の体験施設の改善が必要と思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 町 長 (再答弁) 町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。この移住体験事業、いち早 く加盟して、いろいろ取り組んでいるところであります。私もいろんな 方とお話しもさせていただいた過去の経緯がございますが、どうもうち の町の利用者の目的がちょっと違うと僕は感じております。移住体験は 移住体験でありますが、地理的条件が良すぎて、いろんな活用の仕方、 皆さんがインターネットで調べたりいろいろして、特に道外から来る 方々は、そういういい拠点の場所になるようです。ですので、これは続 けるんですが、そうしたらうちのニーズに合って、ここに移住していた だける方がいずれ何組かぶつかるかもしれませんが、今の動向を見ると 非常に難しい問題もございます。当然、2点目にありました住宅の程度 の問題もあるわけです。これはもうかなり老朽化してきているというの もありますから、今後どうするのかで今、庁舎内で新たなものを賃貸す るのか、町営のある住宅をするのか、あるいは農家宅地の空いている部 分を借りるのか、あるいは賃貸、アパートのを借りたりするのか、いろ んな手法があろうかと思います。これは今後検討はしていきたいなと思 っています。もうちょっとニーズ把握をするのも大事かなというふうに 思っております。私も東京なんか行っていて、友達なんかといろいろお 話しすると、南幌は地理的に良すぎるから絶対そこに住まないよと。安 いホテルの代わりに長期滞在できる一番いい、東京の方から見ると。昔、 ユースホステルとかいろんな安い所があって、それよりまだプライバシ 一が安全で守られていて、自分の活動が長期に滞在できるという、そう いう面から見るとすばらしい地域にありますねというお話もいただい ているのも事実であります。ですから、看板を掲げるのは構わないんで すが、やっぱりプライバシーの問題があって、好むのと好まない方がお りますので、非常に難しさがあるというのが実態であります。議員ご指 摘のとおり、あのままでずっとあの状態ということでは考えておりませ ん。いろんな町内の空き家なんかも情報として今持っていますから、それらの活用ができないのか。新たにこのために建設して立派なものにするというのは僕はちょっとどうかなと。今のニーズから比べると、やはり空いているものを利活用してできないものかなと。そんなことを考えながら、何とか移住促進にもこれはつなげていきたいです。新たな方に来ていただくのは大事なことでありますので、ただ、ニーズ的には今そういった状況の中で、我が町としては何をしたら特化できるかということをもうちょっと検討しながら、この移住促進は進めていきたいというふうに考えております。

議 長 佐藤(妙)議員 (再々質問) 6番 佐藤 妙子議員。

ニーズ把握ということだったんですけれども、インターネットで見た ところ、利用者の声というところがありまして、そこのところには今、 町長がおっしゃられたようなことではないような感想がありました。今、 ちょっと町長からのお話もあって、いいお話だなっていうことで私も感 じたんですけども、やっぱり移住促進は体験住宅の工夫次第で借りる人 の気持ちは変わっていくと思うんですね。そこが中継拠点になるか、本 当に南幌町に住んでほしいのかという思いは、こちら側の強い思いがあ れば変わっていくんじゃないかと思っています。それで、先ほど町長も おっしゃられましたけども、空き家を利用したりとか、子育てのまちと いうことなので生活の利便性のあるような、団地の空き住宅を利用した 子育て体験住宅とか、それであれば十曜日、日曜日とか短い日にちでも できますし、夏休み冬休みとかそういうことも使えると思うんですね。 また、農家ステイをしたいっていう方の声も結構ありまして、農家の空 き家をお借りして、農作物ができる1年間の間、農業体験ができる仕組 みですとか、またペットを置いては遠くへ行けないというそういう高齢 の方がたくさんいらっしゃるので、ペットと一緒に体験できる施設がな いかとか、そういう声もございました。また、健康増進などを目的に南 幌町でも南幌温泉がありますので、南幌温泉とか、その周辺施設を利用 した長期滞在できるような取り組みなども今後考えていったらどうか なと思っております。本当に一度に全てをやるということは絶対無理だ と思うんですけれども、本気で考えていけばできないことはないんじゃ ないかなと、そのように思います。私たちが服を買う時も試着をします し、試食をしておいしいと思えば購入もします。家は建てなければ住め ませんが、体験住宅で疑似体験はできます。最後に、移住促進の前向き な政策提案として、このようなことを今後考えていっていただくお考え はあるかどうか、お聞きいたします。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えします。先ほど、いろんなニーズがあるから、それを検討しながら進めていきたいというお話をさせていただきました。今、佐藤議員が言われた部分をやると、10戸以上用意しないとニーズには合わないというような状況になると。その中でうちができる範囲内、今2戸ですよね。その中でどこが一番ニーズがあるのかとい

うことをしながら、今言われたことを全部できる能力が今うちにあれば 一番いいんですけれども、なかなかそこまではないものですから、絞り ながらやっていると。それから、先ほど言ったように、農家の空き家だ とか、あるいは団地のアパートの空いている所の利活用ができないかと いうのは、先ほど言ったように検討させていただくということでありま すので。なおかつ地元との交流、町内会の行事だとか町の行事に参加で きるような手法がとれないのかどうか、これも相手のニーズがあります ので強制的にはなかなか難しい問題があります。どちらにしても、手を こまねていたのではできないので積極的にそういう部分についてはか かわっていきたいなというふうに考えております。

議 長 佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

次に移ります。ふるさと納税について。各市町村でいろいろな地元の特産品や施設利用券と一緒に市町村長からの感謝を込めたメッセージが送られ、その真心に感動して、そこの町を訪れたり、継続してふるさと納税をしていただけるなど、地域のまちおこしに弾みをつけていく事業が活発になっています。

1ふるさと納税をしていただいた方に対して、どのような対応をされているか。

2ふるさと納税の使い道として青年人材の育成や子育て支援、高齢者 対策、福祉のまちづくりに役立てたいとあるが、今までどのような活用 をされてきたか。

3 南幌町にも有名な特産品はあるが、特典を付けたふるさと納税の考えはあるか。

以上、町長の見解を伺います。

議長

町長。

町 長

ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、平成20年4月に公布された、地方消費税等の一部を改正する法律により、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという思いを生かすことができるよう、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充された中で全国的に実施されているものです。本町におきましても、平成20年度から開始し、これまで延べ49名の皆様より総額99万1,000円のご寄附をいただいております。ただし、篤志者のほとんどが町職員と、そのご家族という実態であります。

1点目のご質問ですが、本町においては、福祉のまちづくりのメニューを掲げ、寄附として応援いただくということで実施しております。職員以外でご篤志をいただいた方には、お礼状はもとより、町民の皆様にも広報等を通じましてお知らせしているところであります。

2点目のご質問につきましては、ふるさと納税という形でいただいた ご篤志は、一般会計の一般寄附金として計上をしており、福祉のまちづ くりを含めた全体の執行の中で活用させていただいております。

3点目のご質問につきましては、まちづくりに応援いただくという観点から、現在のところ篤志者に特産品などの特典を付けておりませんが、

多くの方々にご協力いただくため、ホームページによるPRの充実に努め、さらに、今後実施するコンビニ収納システムの活用など、手続きの利便性にも配慮してまいります。なお、特典など今後につきましては、特産品のPRという側面もあることから、先進地事例を参考としながら検討をさせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

議 長 佐藤(妙)議員 (再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

ただいまのお話で、お礼状を送られているということで、とても安心しましたけれども、職員がほとんどということでちょっとさみしいなという思いがしました。江別市では地元の景色の絵はがきを使って、市長から礼状が届くそうです。南幌がんばれと応援してくださっているわけですので、真心ある温かい礼状を送っていただきたいと思います。

また、いただいた方への自分の寄附金がどうなったのかなと、どのように使われたのかなとわかるように、やはり実績状況や使い方もわかるように、ホームページでの公表も大事ではないかなと思います。また、使い道なんですけれども、それぞれの自治体が考えた寄附の使い方を、それぞれ寄附する方が個人で選べるのも、このふるさと納税の特徴なんですけれども、例えば使い方を具体的に、旭川であれば旭山動物園を拡充しますとか、松前町であれば松前城の保全のためとか、そこの町が何をしたいのか政策がわかりやすいということがやはり納税者の目を引くと思います。南幌も地域新エネルギー推進事業と表しているんですけれども、例えば、稲わらペレットで地域循環再生エネルギーに還元します、とかそういう形にしたほうがわかりやすく共感できるのではないかなと思います。

特典の件なんですけれども、検討というお答えでしたが、ぜひ実行し ていただきたいなと思っています。本当に今、各地域でさまざまな趣向 を凝らした特典を付けて町をアピールしています。特典の特産品をいた だいた方はリピーターになって注文したり、口コミで広がったり、また、 工夫次第では大きな町の活性化になると思います。それで、特産品だけ ではなくて、池田町では1年間、広報をその方に郵送したり、また、町 民還元ワインの割引券を送ったり、清水町では1万円以上してくれた方 には帰省した時にでも使えるような地元で使える商品券などを提供し ているようです。皆さん、知恵を絞ってまちおこしをされています。で は、実際やったらどのような効果があるのかというと、栗山町では平成 20年から始めて、21年には6件、22年には7件、23年には7件 でしたけれども、特典を始めた24年は171件ありました。今年は既 に2,000件を超えているそうです。職員の事務処理のほうも、ほと んどがインターネットでやりとりするので1人で対応ができるとのこ とでした。また、特典の財源は、いただいた寄附金の中でやりくりでき るようです。また、地元企業にも応援いただいて、その特産リストから さまざまな商品を選べるようなそのような形になっています。我が町で も本当に自慢できるような特産品はたくさんあります。なかなか知って もらうことができなかった南幌の特産が多くの方に知ってもらうチャ

議 長 町 長 (再答弁) ンスではないのかなとそのように思いますが、町長、いかがでしょうか。 町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたしますが、ふるさと納税、先ほど実態 をお話しさせていただきました。いろいろ特典も考えているんですが、 実態として、ほとんどが職員の方、家族なんですよ、うちは。というの は、今、栗山町さんを題材にしていただいたんですが、うちの町には、 ふるさと東京会だとか札幌会とかってないんですよ。毎年、栗山会ある いは札幌だとか東京であると町長以下理事者で出て、特産のPRだとか 町の現状だとか話しして、何らかがかかわりのある方がかなりご寄附を いただいているというのが実情であります。私も東京に行って、いろい ろ企業やそんな所に南幌出身者がいないかと思って、状況のたびにいろ いろ伺うんですが、なかなか名前が出てこない。今、うちの職員にもお 話しして同級生だとか誰かいないかと。議会の皆さんにも、そういう活 路の見出し方が大事だと。やはりふるさと会というのは、そういうとこ に非常にふるさとを応援したいという思いの方が非常に多いようです。 ですから、近隣ではうちだけですね、ないのは。江別もありますから。 そういうところにやっぱり首長さんみずから行って、お話しをして、困 っている部分とかいい部分とかいろんな話をすることによって伸びて きているというのも私も聞いております。何とかこれをいろんな皆さん の手を使いながら、そういう組織なり活動ができる場ができるともっと ふるさと納税が応援いただけるのかなというふうに思っていますので、 それはまた別として考えていきたいし、特産品は先ほど言ったようにい ろいろ考えながらやっていきたいなと。今、言ったように職員に特産品 を今渡すというのはどうなのかと。いろんな職員同士でもいろいろご意 見がございます。そのことを踏まえながら、メニューとして出しながら、 ケース・バイ・ケースでいろいろ考えていきたいなというふうに。そし て、広く南幌をやっぱり知ってもらうというのは、今、議員が言うよう に大事なことでありますので、それらに活用できるようにいろんなこと をまた考えていきたいというふうに思っております。

議 長 佐藤(妙)議員 (再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

今、答弁いただきまして、職員だけの数でどうかという話もありましたけれども、私の思いとしては納税者を増やしたいというそういう思いでございます。本当に全国的にも機運が高まっているせっかくのこのチャンスに、やっぱり南幌町も乗っていきたいなっていうそういう思いであります。本当に長年の自立緊急プランの中で本当に町民も行政も努力され、町の借金も減ってきました。その中で町の方たちは、これから町の活性化にとても期待を寄せています。町も企業も住民も力を合わせて良い町をつくりたい、そう思う方が南幌にはたくさんいると思います。そのきっかけの一つになるのが、このふるさと納税だと私は考えております。これからもこのように外に向かって話題性のあることが事業がますます盛んになってくると思います。このふるさと事業ではなくて、ほかのこともこれからどんどん出てくると思います。その時に我が町も時

代が求める新しい挑戦ができる時に来たんじゃないかなと私は思って おりますが、再度、その思いに町長はどのように考えておられるかお聞 かせください。

議長

町長。

町 長 (再々答弁)

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。内容的には先ほど言ったとおりでありますが、大事な制度、これをいち早くうちも一緒になってやっているところでありますから、乗り遅れているとかそういう問題ではございません。やはり我が町を知ってもらう機会、大事な部分でありますので、町民の皆さんの手も借りながら広めていく、そして、応援をいただく、それから、我が町のいいところをたくさん述べていただいて、そういう人たちが出ていただくことをどうやって広げていくかです。私どもが何ぼやってもなかなか難しいです。ですから、今、8,287名でございます。その方々みんな一緒になって、一つなって、こういう取り組みができれば、もっともっと変わった形づくりができるかなと思います。そのためにメニュー作りもきちんとやっていかないとだめだと思っておりますので、努力をさせていただきたいと思います。

議長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

町長に2つの質問をしたいと思います。1点目、子育てのまち南幌で子育て世代の誘致を、ということで、南幌町は平成10年に人口1万人を達成してから毎年減少し、現在、8,300人を下回っています。確かにバブルがはじけ、不況が長引いた現実があり、この現状は仕方ないことかもしれませんが、このままの状況では町が平成28年度総合計画の目標にしている人口8,400人も切るのではないかと危惧しています。それとともに、世代のバランスが悪い町になると考えられます。現在、大麻団地、北広島団地が直面している高齢化の状態と同じようになるのは必然です。そこで、子育て世代をターゲットにした思いきった政策での南幌町の人口誘致を提案したいと思います。

1 役場庁舎内に人口誘致プロジェクトチームを作り、人口が増えている自治体の事業を分析し、本町での人口増に向かうべき体制づくりをすべきと思うが。

2子育てのまち南幌の施策を充実させ、インターネット、パンフレット等などで大々的に若い子育て世代にアピールし、誘致活動を促進することが必要と考えるが、町長の考えを伺います。

議長

町長。

町 長

川幡議員の子育てのまち南幌で子育て世代の誘致を、とのご質問にお答えいたします。

昨年12月の第4回定例会での一般質問の中でも議員からご提案をいただきました人口減少に対する思いは私も同じであり、将来のまちづくりに支障を及ぼす重大な課題の一つとして認識しているところであります。その中でも、議員ご指摘のとおり、将来的に本町の経済や活力を維持するためには、子育て世代の定住を促進することが重要であると

考えており、これまで本町の子育て支援対策として教育、保健福祉、産業、生活などの各分野にわたる施策を展開しているところでありますが、一定の成果は上がっているものの依然として人口減少に歯止めをかけるまでに至っていない現状であります。昨年もお答えしたように、本町は地理的条件にも恵まれ、緑豊かな田園を初め、多くの財産があります。しかしそれが十分生かされた活動がなされていないことは承知をしております。

来年度からの総合計画後期計画を実行する中で、これまでの施策を中長期的な視点で実施していくことを基本としながらも、早期に全庁横断的な組織づくりを考え、その中で子育て支援施策の新たな検討や、この町で安心して生活できる定住策を含めたトータル的なまちづくりの検討を行い、「子育てのまち南幌」のイメージアップにつなげて行きたいと考えております。さらに、これらの施策をもとに、みどり野団地販売、企業誘致などの誘致活動や移住促進を図るべくホームページの充実、メディアの活用を含め必要な情報発信に努めてまいります。

議 長川幡議員 (再質問)

8番 川幡 宗宏議員。

再質問いたします。12月5日の道新空知版に空知の奈井江町が人口 減対策のプロジェクトチームを設置する方針を北町長が表明しました。 来年1月にも、20~30人の規模のプロジェクトチームを設置して、 生活や育児などの部会に分けて、どうしたら町内に住みたいと思うのか を検討し、有効な提案があれば施策に反映すると、こういう内容になっ ております。南幌町は、過去に爆発的に人口増になった時期があります。 その時には、非常に若い子育て世代がたくさん我が町にもやってきまし た。札幌に1時間弱という通勤圏でもあり、南幌町でもアピール次第で は、また若い子育て世代を誘致できる可能性はあると思います。幌向や ゆめみ野団地、また、恵庭などと違って、鉄道のない不利は否めません が、しかし、南幌町には豊かな自然と、子どもたちを伸び伸びと育てら れる環境、そして何よりもいじめが少ない学校、また、社会教育の充実、 また、スポーツ少年団の充実などアピールする点がたくさんあると思い ます。このことを外に向かってアピールすることとともに、いまひとつ 子育て世代にある程度の目玉というか、目がパッと向くような斬新的な 助成もした中で南幌町に目を向けてもらうと。施策によって若い世代の 人口誘致ができるのではないかと、このように思います。私は、南幌町 がこれから高齢者世代ばかり増える現実は想像したくありません。いろ んなバランスの中でのまちづくりが、ぜひこれからの南幌町の発展に必 要だと考えますので、この点、町長にもう一度お聞きしたいと思います。 町長。

議 町 長 (再答弁)

川幡議員の再質問にお答えをいたします。子育て世帯、本当にうちの 今の人口状況から見ると、このままいくと本当にいびつになってまいり ます。そこで、まだうちには住宅団地とか、いろいろ企業誘致の団地だ とか財産がございます。それを活用するのも一つでありますけれども、 やはり先ほど言ったように地理的条件が非常にいいわけでありますが、 以前から私も申し上げているかと思います。議員も恐らくそう感じてい ただいているかと。アピールの仕方、今言われたんですが、うちは派手 さがなくてなかなかわからないと。今年度も議会の視察でいろいろ子育 て世代ので来ていただきました。全国版には、きれいにちゃんとこうや って載っているんですよ、南幌。いろんな政策をやっているというのは 事実。それから、皆さんが持っておられるガイドブック、これは若い奥 さんたちには非常に好評なんです。今年も若い奥さん方、子育て世代を ターゲットにうちの町に13組かな、親子で来ていただいたと。来る方 にとっては非常に魅力を多分感じて帰っていただいているんですが、そ れがなかなかまだ成果に。去年も今年もそうやって30何人、40何人 来ていただいています。そんなこともあるものですから、新たなものと、 今あるやつを、どうこれを皆さんに広げられるか。私どもは何も考えて なかった、当たり前、みんながやっていることだと思っていたんです。 ところが、そうやってホームページや何かに出すと、うちの町だけでも こんなに出ていると。それで南幌は進んでいるんですねという話で来て いただいたんですが、実際は私は何も感じていないと。今までどこでも やっていることをやっているという思い。これは役場の職員も皆そうな んですが、当たり前のことをやっているという感覚しかなかったんです。 そんなことを含めて、やっぱりそういう表現の仕方がまずい、ホームペ ージも含めてまずい部分もあるんだろうなと。それと、本年度、高校の 通学費の助成もさせていただいて、非常にいろんな所からのお話もいた だいております。そういう部分を含めながら、新たにまた何ができるの か。それから、今回、定住促進でいただいた土地を募集したんだけど、 なかなかこれも集まりづらかった。それが何かという原因も含めて。体 験ツアーには結構来てくれるんだけど、実際ぶつからないという。何組 かしかないんです、まだ、実際は。それですので、そこのところももう ちょっと分析しながら、そして、もうちょっと何か目玉もできるのかど うか。多分、奈井江町さんも恐らくいろんなことを考えられて、今まで もやってきているんだけど、それだけでは効果が。あそこも大きな企業 の団地もたくさん抱えておりますから、それで埋まらないということで しょうから。どこの町もいろんなことを考えていますが、やはりうちの 利点をいかに生かしながら、そうやって考えていくかということであり ますので、またいろいろご意見があったらご提案いただきたいなと。私 どもも庁舎内で一部門だけでなくて横断的にやっぱり組みながら、各セ クションでいろいろ感じていることを網羅して出していきたいなと、そ んなふうに思っております。

議 長 川幡議員 8番 川幡 宗宏議員。

今、一つ、子育て世代に一番足りないのは、やっぱり子育てにお金がかかるということなんですよね。これをやっぱりある程度解消してやることがこっちに目を向けてくれる必要ではないかと。今、これ、全道に各市町村の子育てに対する支援とか、いろんな助成金の一覧表がありますけれども、やっぱりいろんな保育所の助成だとか医療費、各あります

けれども、その辺も検討して、南幌町は地理的な条件がいいのであるから、いま一歩どうやったら目を向けて、条件がいい所に来てくれるかということになれば、こういう面が一つ重要なことだと思うんですよね。それと、子育て世代の、先ほど言ったような南幌町にいいところはたくさんあります、社会教育、学校教育関係も。それをアピールして誘致するということが、いつお金を使うかと言ったら、今でしょうと。こういう時ではないかと思うんですよね。そういうことで、今後とも町長を筆頭に役場庁舎内で検討して頑張っていただきたいと、このように思っております。

それでは、2番目の質問にいきたいと思います。

きらら街道を安全な道路にということで、以前からきらら街道については、いろいろな一般質問がありました。南幌町で一番交通量の多いきらら街道が歩道もない道路で、自転車通学されている学生や歩行者が非常に危険な状況を目にして、このままではいけないといつも思っています。仮に南幌町が歩道を作って道路整備をしても、江別市が同じく歩道の付いた道路整備をしてくれなければ問題は解決しないと思います。そこで、町長に伺います。

1きらら街道の今後の整備計画をどのように考えているか。

2 道道に昇格要請するという方法もあると思いますが、江別、栗山、 長沼など、関係市町村や北海道と話し合いの場を持つ考えはあるのか。 その点を質問したいと思います。

議 長 町 長 町長。

きらら街道を安全な道路に、とのご質問にお答えいたします。

1点目のきらら街道の今後の整備計画ですが、以前からご指摘されているとおり、きらら街道は交通量も多く、自転車、歩行者の安全のため、歩道の必要性は認識しているところですが、歩道を整備するための用地がなく、整備のためには、用地買収や補償費、また車道本体の改築や特殊な工法など、多額の事業費が必要となり、現在のところ整備は難しいと考えております。また、ご指摘のとおり、仮に南幌町が歩道を整備しても、江別市も整備されなければ、歩道の連続性が確保されません。江別市におきましてもきらら街道の重要性は高く、現在、車道面の補修としてオーバーレイによる修繕が進められ、除雪体制についても強化を図ると聞いております。しかしながら歩道の整備となると、本町と同様に用地の問題、道路本体の改築等難しい問題があると思われます。

2点目の道道昇格のための近隣市町との話し合いの場を持つ考えについてですが、道道昇格のためには近隣市町と連携し北海道に対し要望活動を行う必要があります。しかしながら、道路整備の考え方として、道路整備は当該道路管理者が行うものであり、道路整備の必要性が直接の認定等の理由にはならないとされており、厳しい面もありますが、きらら街道の道道昇格要請につきましては、今後、近隣市町の意向を確認していきたいと考えております。

議長8番川幡宗宏議員。

川幡議員 (再質問)

きらら街道については、過去に重大な死亡事故もたくさんありました。 また、冬季になると路肩に車がたくさん落ちる、そういうことが後を絶 ちません。片側一車線の狭い道路で路側帯もあんまりないことから、歩 行者や自転車通学や通勤、また、通勤の方はいらっしゃらないと思いま すが、通学だとか、歩いている人が非常に危険な目に遭っているのを目 にします。そして、今までそういう事故があまりないのは、歩行者、自 転車の事故がないのは奇跡なことではないかと思います。町としては、 札幌市への重要な通勤道路のきらら街道は、安全な道路にする、整備す るという責任があると考えております。きらら街道を道道昇格に必要で あれば期成会の設立も当然視野に入れなければらないと思います。南幌、 江別、長沼、栗山の4町で期成会を考えてみては良いのではないでしょ うか。そのことが推進力になると、このように思っています。そういう ことで、ひとつその期成会のこと、それと、やっぱり交通量がものすご く多いんですね、一般道道と比べても。そのことをやっぱりアピールし ながら道道に昇格ということも考えていくということで町長のお考え を聞きたいと思います。

議 長 町 長 (再答弁) 町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。近隣市町とのコミュニケー ションをとりながら、期成会がどうあるべきかは別として、以前からも とっているんですが、なかなか感触がよくないものですから、期成会を 作っても北海道に行くと必ず道路をちゃんとするんでしょうねという 話になりますから、どこもそこまではまだ考えておりませんので、期成 会を作ると間違いなく作るんですねと言われると、どこの町もなかなか それがいい返事を今できない状況でありました。それから2年ほど経っ ていますから、またちょっと打診をしながら、どこの町も我が町も含め て少しずつ良い状況になっていますから、道に要請する分は要請する中 でやっていくのも一つあるかなと。そんなことからやっていくのと、う ちもいろいろ皆さんご心配のこの道路、狭くて、川幡議員が言われる、 私も自転車の通学を見ておりますから何とかしてあげたいなという思 いもしているんですが、これにかかわる事業がなかなか出てこないと。 そうすると全部町で手出しになると。それがネックなんです。いろんな ものが出てきて、やっぱりよその町みたいに事業展開ができれば町の実 際の負担が半分になったり、あるいは3割になったりと、そういうこと があり得ればいいんですが、今の時点ではまだ100に近いんですよね。 それを数億かけて今できる、うちにあるかどうかというのが非常に難し さがあるものですから。うちがそういう気がないのに、よその町にやり ましょうと言ってもなかなかこれはパンチ力がないので、その辺の見き わめと、事前に北海道に対してそういう事業も見つけてもらう意味から いって、期成会が作られた場合はどうなるかということの、これから近 隣の首長さんともまたお話しをさせていただいて、いい方向が出ればな と、そんなふうに思っておりますので、近々また会う機会がありますの でお話しに行こうとは思っております。

議 長 8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 再々質問ですが、今、13号道路は道道なんですけども、今、江別の (再々質問) 遊水地にかかるんですよね。今、そんなことで、きらら街道を13号に ぶつかった時点で江別へ向かう道道の振りかえということでは考えら

れないんでしょうか。その面を一つ。

議 長 町長。

町 長 以前からも今のお話がありまして、いろいろお話しをさせていただい (再々答弁) た、13号道路はそのまま活用して江別に抜けると。我が町もあそこは

た、13号直路はそのまま活用して江別に抜けると。我が町もあそこは 道道で、歩道の設置で要請をして、ずっと来て、まだ全部つながってい ませんが、その中で今振りかえるという話はなかなか難しい。それはそ れとして別にしないと。そして、江別市内では、その道路を使って、別 な道路を作っていますよね。それは道道だから、川に橋もかけながらい ろいろやっているのに、それをやると逆効果になるものですから、ちょ っとまだそこまではいっていません。ただ、先ほど言ったように何かの 方法で道道昇格が早くうまく、事業だとか、いろんな方のまた知恵を借 りて、少しでもそういう脈があれば進めていきたいなと思います。

議 長 以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

昼食のため場内時計で午後1時まで休憩いたします。

(午前11時48分)

(午後 1時00分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を続けます。

7番 内田 惠子議員。

内田議員 それでは、災害に強い環境をつくるまちづくりとして伺います。私は、 このたび、気仙沼市で、震災復興状況とまちづくりについて視察させて

このたび、気仙沼市で、震災復興状況とまちづくりについて視察させていただきました。安心・安全な居住空間を形成しながら、失われた過去、現在、そして、夢のある未来へと、職員が不足する中でハード・ソフト面を併せ、さらなる地域防災力向上を目指す政策を進める姿に胸が痛みました。そのことからも我が町での災害について4点、町長に伺います。

まず、1点目、我が町で想定される災害に対し、防災意識の高揚を図るためには、従来の自主防災組織はもちろんですが、高齢化が進む中でコンパクトにまとまったコミュニティーが被害の軽減を図る上で欠かせないと思います。向こう三軒両隣的な地域密着性の高い地域づくりが災害に強い環境をつくると思いますが、町長の考えを伺います。

2点目に、災害の記憶が薄れることなく後世に伝える仕組みを築き、 子どもたちの自然災害に対する畏敬の念を育てることが必要と考えま す。防災訓練のみならず防災教育の意識づけを図ることも必要と考えま すが、今後の方策をどのように考えるか伺います。

3点目、震災に遭われた気仙沼市の方に聞いたところ、一番困ったのは電気とのことでした。我が町でも災害時において発電機に不足が生じた場合、ポータブル発電機を所有している町民にレンタルとして協力の呼びかけも必要かと思いますが、町長の考えを伺います。

4点目、防災備蓄品の更新について。町で備蓄している飲食料品を町総合防災訓練だけではなく、町内のイベント等で利用していただきながら更新することも防災意識の高揚につながるのではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

議 **長** 町 **長** 町長。

内田議員の災害に強い環境をつくるまちづくりとのご質問にお答え します。

被災地の皆様が、いまだ震災の傷跡が癒えぬ中で、ふるさとを取り戻 そうと一丸となり取り組んでおられる姿には、心より敬服を申し上げる ところでございます。

1点目のご質問につきましては、防災に限らず安心・安全なまちづくりを進めるには、お隣ご近所相互の見守りも大切なことです。特に、自主防災組織には欠かせない要素となっておりますので、いま一度、ご近所や地域とのお付き合いの大切さを再認識いただくことを含め、防災意識の啓蒙に努めてまいります。

2点目につきましては、従前より小学 $1\sim 2$ 年生の生活科の学習や、 $3\sim 4$ 年生の社会科副読本による郷土学習の中で、また、中学生では避難訓練時などに、自分の身を守る大切さについて呼びかけるなど、各段階を通じ防災教育を実施しております。さらに、町においても、災害図上訓練DIGの中で、過去の災害を例に災害教訓の伝承にも努めているところですが、日ごろから防災を意識することが重要と考えますので、身近なご家庭、地域においても話題としてお取り上げいただけるよう啓発に努めてまいります。

3点目につきましては、議員ご指摘のとおり、被災時における電源の確保は重要と認識することから、防災備蓄計画においても順次、購入する予定となっております。町民の皆様が所有する発電機をお貸しいただく案も有用と考えますが、電気が止まるような事態でお貸しいただけるものか、事前の把握方法、名簿などの整理、その年次更新、発電機の耐久性を含めた性能など、整理、確認しなければならない事柄がありますので、今後、先進地事例などを参考に検討してまいります。

4点目につきましては、防災用食料品の中には、賞味期限が1年半と 短いものや5年近くある物まで多様であることから、これらを勘案の上、 現在、備蓄更新を行っているところであります。今後につきましても、 防災訓練を初め、地域の防災行事などを通じ、活用させていただき、防 災意識の向上につながるよう努めてまいります。

議 長 内田議員 (再質問)

7番 内田 惠子議員。

監査委員さんからの報告もありますように、大雨警報の発令に伴い、 待機体制が昨年より多く、7回に及んだとあります。異常気象により北 海道も雨が多くなると報道されてもおります。また、冬も雪が多いとの 予報から雪害が心配されるところです。昨晩も爆弾低気圧となり、これ が真冬だったらと大変なことになったのではないかと思っていました。 まず、被害を軽減するには、私たち町民一人一人が予見力、制御、対応 力などを高める必要があると私は思います。そのような思いから、災害が発生するおそれのある時の防災無線の文言なんですが、昨年は大雨の時、特別警戒警報など、このことは町としては発令しないようですけれども、昔からよく聞くのは避難命令とかそういったことがありましたけども、少しずつ変化してきているように思うんですが、そういった整備はされているのか伺います。

また、災害に見舞われた場合には、試されるのは対応力と考えます。 行政の対応、消防の対応、また、除雪のほうの建設業協会との対応。消 防団では人数は満たされているようですし、また、除雪のほうでも若い 人につながっていっているようです。ですが、災害が起きた時、やっぱ りボランティアさんとの連携も必要になると思います。ですが、ボラン ティアさんが今不足しているのが現状です。このたび気仙沼で一番先に 動いたのはどのような団体ですかと聞いたところ、神戸の震災ボランテ ィアと聞きました。阪神淡路大震災をボランティア元年として位置づけ られ、ボランティアを大きく見直されていることから、我が町でも10 0%防災ボランティアという団体もあります。まずはコミュニティーの 構築からも、職員の皆さん、また、ご家族の方でも積極的に参加を考え ていただきたいと思うのですが、考えを伺います。もちろん皆さんばか りではなく私たちもそうです。一人一人。一人でも多くボランティア活 動をしていただくことで、コミュニティー備蓄と考えていただければ、 今までの考えとちょっと視点が変わってくるのではないかと思います。 災害備蓄品と併せて、コミュニティー備蓄となるような防災意識の啓蒙 をお願いしたいです。町長は、長きにわたって行政に携わっておられま すから、今のこの災害のあり方も変化していることは重々承知だと思い ます。これが本当に見直しが必要なのかどうか、町長の考えを伺います。 町長。

議 町 長 (再答弁)

内田議員の再質問にお答えをいたします。近年は、特に異常な災害が 全国各地で起こっていると。想定もしていなかったという、後のお話が よく聞かれるところであります。それだけ気象変動が非常に激しくなっ てきているのかなというふうに思っています。災害のいろんな基準は、 これは我が町も持っていますし、それから、国や道で発令があります。 それを見ながら我が町としてどうするかと。常に、今も警報が出ると職 員がここに夜であろうが昼間だろうが来て、その様子を確認していると いう状況の中でありますから、当然、その中で情報を出し、勧告し、指 示をするというのは当然出てくるだろうと思います。どこが一番想定が 厳しいのかなというのは、まだ大雨の場合の、ただ大雨が降っただけで はわかりませんが、川の増水状況だとか、うちにあるいろんな機場にも ありますし、それらの情報と、やはり国あるいは気象協会から発表され る情報等々を入念に分析していかなければならないと思っています。そ のために警報がまず発令されれば職員が今、出て、日夜、状況を把握し ているということでありますので、ある程度は我が町も準備ができてい るのかなと思いますが、問題は発令した時の、今、議員がご心配をされ

る部分かなと思いますが、水害と地震とは、また全然感覚が違います。 地震はいつ起きるかわからないということがありますから、その時どう あるかと。自主防災組織というのは大事な分野であろうから、これは 我々もお話しをしますけれども、あくまでも自主的にやる、それが先ほ ど議員からご指摘いただいたボランティアにもつながるのではないか なと。押しつけてボランティアやりなさいということじゃなくて、そう いう今の日本の中で、あるいは世界の中で起きている災害を見ながら自 分たちがどうあるべきかということも考えていただくためには、そうい う自主的な組織が大事ではないかなというふうに思っております。それ から、我が町にある災害のいろんな決めごとがありますけれど、それは 逐次見直しをかけながらやっていますし、当然、国の法律あるいは北海 道の条例等々、変わってきますので、それにのっとってうちも直しなが らやっていくと。これは北海道、国、いろんな機関と共有しながら、災 害時には我が町だけで対応できるものではありませんので、連携を密に して、そして、いかに早く町民をどういうふうに災害に遭わないように するかということの手法を考えていかなければならないと思っていま すので、今の中で、ある程度のものはやれるなというふうには思ってい ますが、何が起きるかわからない今、世の中ですから、この辺は引き締 めながら今後も対応していきたいと、そういうふうに考えています。

議 長 内田議員 (再々質問)

7番 内田 惠子議員。

今、町長が地震の話もされましたけども、振度計というんでしょうか、 それは今、南幌でここにしかないということで、本当にそれでいいのか どうか。土地の状況からここはよく揺れるということは聞くんですけれ ども。やっぱり細やかなことで町民を守っていくことから考えると、本 当にそれでいいのか伺います。

それから、やっぱり、去年、大島で警報が発令した時、町長も留守だったと。やっぱり南幌もこれから冬に向けて吹雪が心配されるんですけれども、例えば、275号が通行止めになった場合、南幌へ流れる、そういったどこかが漏れると大きな災害につながるということも懸念されるわけですけども、そういう時にはやっぱり各課、特に総務課ですかね、そういった連携はもう密になっていただかなきや困るんですけども、そういう町長も副町長も留守にすることもあろうかと思いますが、そういうことをしっかりとしていただきたいと思います。

そして、防災無線関連でお聞きしますけども、やっぱり南幌は状況が 川向とか中樹林、夕張太と違うわけですから、すごく吹雪く所、そういった所に警報というんですか、無線で注意を促すという、そういったことはできるものでしょうか。通行止めになった場合は、早めの対応でそういうこともしているかと思うんですけども、一応確認ために伺います。 町長。

議 長 町 長 (再々答弁)

内田議員の再々質問にお答えをいたします。地震計を全部作ればいい というものではなくて、これはあくまでも気象庁とつながっているもの ですから、それぞれの町に1カ所あれば十分、ある程度確認はできるも のと思っております。ですから、我が町に独自に作ってもつながらなかったら何にもならないということでありますので、今、我が町の所に1つ、役場にあるのが伝わっていくわけでありますので、ちゃんと表示をされておりますので、最近の地震では、うちは割と早く大きな揺れになって出ているんですよね。近隣から見ると。近隣が2であると、うちが3とかそういうことが往々にしてあるんですが、正確だということで、私どもは認識をさせていただいております。

それから、災害時の町長、副町長、理事者がいないとどうなるんだと 心配いただいているかと思いますが、うちは初期始動の体制を整えてお りますので、たとえ私がいなくても災害時には、先ほど言ったように、 もう警報が出たら職員が来ておりますので、担当職員が。それから被害 が出てくると、順次、それぞれの課の職員が出てくる初期体制はとって おりますので、その訓練もやっておりますので、ある程度は大丈夫だと。 いないから、つながらなくてできませんでしたということにはならない と思います。その心配は大丈夫だと思っておりますが、そんなことを含 めながら今やって、毎年確認をしながらやっているので、ある程度は大 丈夫だというふうには思っております。

それから、災害時の、特に国道だとか道道だとかっていうのは当然、 上の組織から通行止め等々の情報が、入った時には防災無線を通じなが ら町内に放送を。以前もやっておりますので、その心配は大丈夫だと。 それを受けて町道もどうするかと、常に道路の巡回をしていただいてお りますので。例えばスクールバスだったら、もう回れなかったら早めに 学校切り上げていただくというような手法をとって、子どもたちを早く 帰していくと。そんな情報も流しながら吹雪、雪の対策も常にやってお りますので、間違わない情報をきちんと出していきたいなと、そんなふ うに思っております。

議長

以上で内田 惠子議員の一般質問を終わります。

次に10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

高校生通学費補助事業について町長に伺います。

本年度から実施されている高校生通学費補助事業について、本年3月の定例会でも質問させていただきましたが、町長の思いが子育てを含めた政策であり、子育てに適した生活環境と進学を選択できる教育環境を兼ね備えた南幌で子どもたちが成長してもらうことは、私も共感するところです。ですが、通学支援が交通費の定期券購入だけに特化しており、不公平感が残るのではと思うところです。そこで、この事業が始まって半年が経過しましたが、今後、事業の達成度等を見極めて事業内容を見直ししていく考えはあるのかを伺います。

議長

町長。

町 長

志賀浦議員の高校生通学費補助事業についてのご質問についてお答えします。

先ほどの一般行政報告のとおり、事業を開始してから半年を経過した 中で、当初見込者数に対して78%の方が申請されております。申請さ れた方からは、「大変助かっている」といったような感謝の言葉が多く聞かれることから、事業が浸透してきていると感じております。以前にも申し上げましたように、この事業は、通学に係る費用について、客観的に確認するために通学定期券購入という基準を設けて実施しております。なお、保護者の自家用車による送迎等については、通学に要した経費が確認できないことから対象としていませんが、おおむね生徒の通学支援は図られているものと認識しております。このようなことから、この事業つきましては、見直しを行わず、引き続き、現行の制度の中で実施していく考えでおります。

議 長 志賀浦議員 (再質問) 10番 志賀浦 学議員。

今、ご答弁いただきまして、私も今回の行政報告、また監査報告の中 で半年間で78%と申請状況で報告されていましたので、これからの冬 期間のことを考えると、もっとパーセンテージは上がるのかなと思って います。この制度は、これで定着してくれればいいなという思いで、そ れは私のほうも町長の思いとは大体一致するところでありますけども、 でも、やっぱりどうしても不公平感はぬぐえないんじゃないかなという 思いがあるので、私のほうはちょっと調べてみましたけども。調べた分 は後にしますか。先に私ども、保護者のほうから経済的負担が軽減にな り助かりますという声は何カ所から来ています。それと、逆に、もう一 つ、3件ほどですけども、やっぱり今、早い朝の時間帯に北広島駅まで 子どもを送っていかないと、鉄路のほうのJRに間に合わないという、 そういう状況で助成金申請をしてもJRの分だけしかいただけないの で、なかなかこれで万度ではないんじゃないですかという声も聞きます。 また、先ほど、きらら街道の話も出ていましたけども、夏の間、自転車 で江別のほうに通学しているという子どもが何人もいます。その中で、 雨の日などはやっぱり保護者が送っていく状況があるという、その中で そういうところも見ていただけないのかという、そういうところが2件 ほど来ています。そういう実態の中で調べたところ、通学助成費という ところが、例えば、通学費というところで調べたところ、18年ですか、 文科省で実施した子ども学習費調査というところの中で見解的なもの が出ていたんですよね。その中で一般的にはバス、電車、公共機関の乗 車料、その他スクールバス、また、通学用自転車の購入費、遠隔地への 自家用車の送迎に係るガソリン代というこういうところが見解として 述べられているところがあるんですけども、これに鑑みていくともっと 拡充してもいいのではないかというふうに私は思うところなんですよ ね。それで、ほかの自治体の所を見ましたけども、町村でやっていると ころはなかなか見当たらなかったです。南幌は画期的なのかなと思って いました。何カ所かはあるとは思うんですけど、ただ、市なんかでやっ ているところでいきますと、目的としては将来を担う人材育成、子育て 支援、または定住促進としている所が数多くあったんですけども、その 中でやっぱり寮費であるとか通学にかかわる燃料代、これもちゃんと何 キロ未満とかという区分の中で年額1万5,000円とか年額2万5,

000円とかという、そういう大きな額ではないんですけども、そういう支援の仕方をしている所は数多くあります。この中で事業が始まって1年経たないうちに見直せという言い方もちょっと失礼かなと思ったんですけども、これが1年を経過した中で、次にいろんな方法で拡充して、皆さんが喜んでもらえる通学助成補助にしていただけないかなと思うので、町長、これを見直す考えは。今年ではなくても、1年経過した後に見直す考えはあるかないか、お伺いします。

議長

町長。

町 長 (再答弁) 志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。先ほど申し上げたように見直しはございませんが、私どもは、やっぱり町民の大事な税金を使わせていただきます。ある程度、確認できるものが、信頼できるものが私は大事かと。それが信頼関係ではないかなと、そんなふうに思っております。今、言われたいろいろ議論があるのは当然わかっておりますが、まず、役場にも私の所にもそういう話は1件もないんですよ。見直せとか寮費をよこせとか、私は送っているからそのガソリンを見てくれというのは、今のところまだない。思いは言えない方も多分おられるので、そういう思いは私もわかりますけれども、やはり大事な税金を使わせていただくには町民の方にちゃんと裏づけできる手法をとっていくべきではないかなと私は思っています。

それから、それ以外の関係では、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、これからの子どもたちの関係については、また別の角度から子育て支援を含めて、定住促進、いろいろ庁舎内で検討はさせていただきますので、その中で何が出てくるかわかりませんが、この通学費助成については当分見直す考えはございません。

議 長

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員(再々質問)

見直す考えはありませんと言い切られてしまったので、次の質問には 行けないんですけども、まず今、町長が言われたように、定住促進なり 子育て支援の中で違う事業がもしあれば、また、今のような状況で支援 していただけることをお願いしておきます。

あと、一つ付け加えておきますけども、寮費助成とかっていう話ですけど、うちの町は、例えばスポーツであるとか何とかで結構外に出て寮に入学している人が多いと。その中で活躍している人もかなりいると。ただ、その陰には保護者がかなりの負担をして応援しているということも頭に入れておいて、次の事業に生かしていただければと思います。要望で終わります。

議長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第65号 功労表彰についてを議題といたします。 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第65号 功労表彰につきまして提案理由を申し上げます。久世 敏夫氏は、代表監査委員として16年間、総合農政推進協議会委員として11年間にわたり在職されるなど、

地方自治の発展に多大な功績がございます。村上 曻氏は、消防団員として41年間勤められ、その間分団長を7年、副団長を3年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。以上2名の方々を南幌町表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し答申をいただいたものであります。功労表彰について、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、この際、質疑討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第65号 功労表彰については、原案のとおり同意することにご 異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程6 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成25年6月に一般職の職員の給与に関する法律の一部改正があったことから、55歳を超える職員の昇給について必要な措置を講ずるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明をいたします。改正の概要につきましては、町の一般職員の給与の改正は、従前より国の給与法に準じて行っているところでございますが、平成24年度の人事院勧告におきまして、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑える方向で昇給制度の見直しが勧告され、政府においても人事院勧告どおり昇給抑制を行う方針で閣議決定されたことから、国においても平成25年6月に給与法の改正法案が成立したところです。本町におきましても、従前より給与改正は国に準じ行っていることから、今回、給与法に基づく改正を行うものです。

改正内容につきましては、別添によりお配りしております議案第66 号資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を ごらんいただきたいと思います。新旧対照表は、右側が改正前の旧条例、 左側が改正後の新条例で、棒線を付してある条文が改正となります。今 回改正をする職員の給与に関する条例は、地方公務員法に規定される一 般職員の給与に関する事項を定めている条例でございます。今回の改正 によりまして、昇給の基準を示す条項であります第6条第5項の改正が 必要となります。すなわち、旧条例においては1年間、良好な成績で勤 務した職員は4号給を基準として昇給をいたしますが、第5項にありますように、55歳を超える職員については、その基準を4級から2つ下げまして、2号給とする旨を規定しております。今回の改正では、55歳を超える職員の昇給は行わないこととし、ただ、昇給させる場合は、極めて良好または特に良好な場合のみとなる旨を規定しております。読み上げさせていただきます。第3項の規定による昇給は、第3項には昇給は1年間の勤務成績に応じて行う旨が規定されています。同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合または特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。附則として、この条例は、平成26年1月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

今の説明を聞いて、確かに法の改正で決まってきているということで 今、条例に載っているいるんですけども、この文章を私、何度も読んで みました。それで、勤務成績が極めて良好である場合または特に良好で ある場合に行うものとしているんですけれども、では、お聞きしますけ れども、良好でないということがあるんでしょうか。そこをちょっと1 点伺います。

議長

総務課長。

総務課長

現行の制度において、勤務成績が良好でないという判断でございますけども、今の現行では、例えば長い間休んだとか休職したとか、それと、病気で長期病欠をしたとか、そういう場合が該当することになります。ただ、当然、何か例えば大きな事故、事件を起こしたとか、そういうものについては懲戒というまた違う処分がございますので、そういうことで、この昇給制度からいえば今の申し上げましたような勤務日数が足らないような場合は昇給しないと。現行でですね。そういうことになります。以上です。

議長

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 (再質問)

今の説明で、病気とかそういうのはやっぱり規定の中で休んだり、いろいろされていると思うんですよね。それで、職員給与というのは自立緊急プラン以前からも給与を減額してということで今、公務員はなっている状況ですよね。そういう中で55歳という年齢で区切って、もうそれ以降は昇給はしないんだという、この法案そのものが私は全くおかしいんじゃないかと思うんですよね。ここでどうこう私が言ったからって、じゃあ、法で決まったものを覆せるとか何かそういうのではないんですけれども、やっぱり自治体の職員として住民に奉仕するという立場で日々頑張っていると思うんですよね。それは年齢にかかわりなく、その部署部署で頑張ってやってきていると思うので、やっぱりこういうことを決めるということは仕事に対する意欲を低下させるというか、そういうことにつながると思うんです。ですから、やっぱりこういうものが出

てくること自体が間違いだと私は思います。これは私の考えとして述べ させていただきます。特に答弁は、求めてもないと思いますので。

議長

ほかにありませんか。

5番 石川 康弘議員。

石川議員

今、課長の説明の中でちょっと気にかかったものですから、あえて質問するんですけども、今、熊木議員からも話がありましたけれども、勤務成績が極めて良好であり云々といういことで、良好であるなしというのは勤務日数だというふうなお話をされていましたけども、ちゃんとしっかり勤務日数を勤め、事故もなく勤めあげられるならば昇給できるのかというふうにも解釈されるんですが、基本的には昇給しないというお話でしたが、ただ、こういう条件を満たした場合には昇給されるというふうに思ってしまうんですけども、その辺りをどういうふうに判断したらよろしいでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

私のちょっと説明不足で申し訳ございません。私、先ほど説明したのは現行で今回の改正の前の話をいたしまして、今回の改正後は、特にまたは極めて良好な職員については昇給の道を残していますけども、それ以外の一般の55歳を超える職員については昇給はもうありませんというようなことで、それじゃあ、その特にだとか極めてという勤務成績をどう判断するのかということになると、これは人事評価のシステムがございますので、これが完全実施された時には、それに基づいて客観的な判断をすることになります。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決 定いたしました。

日程7 議案第67号から日程12 議案第72号までの6議案に つきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- ●日程7 議案第67号 南幌町地域の元気臨時交付金基金条例 制定について
- ●日程8 議案第68号 平成25年度南幌町一般会計補正予算 (第4号)
- ●日程9 議案第69号 平成25年度南幌町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)

- ●日程10 議案第70号 平成25年度南幌町下水道事業特別会 計補正予算(第1号)
- ●日程11 議案第71号 平成25年度南幌町農業集落排水事業 特別会計補正予算(第1号)
- ●日程12 議案第72号 平成25年度南幌町介護保険特別会計 補正予算(第2号)

以上、6議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第67号から議案第72号まで 長 の6議案につきまして、提案理由を申し上げます。

> まず、議案第67号 南幌町地域の元気臨時交付金基金条例制定につ きましては、国から受ける地域の元気臨時交付金を活用し、町内におけ る経済の活性化及び雇用の創設を図るため基金を設置いたしたく、本案 を提案するものであります。

> 次に、議案第68号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第4号) につきましては、歳出では、地域の元気臨時交付金基金積立金の追加、 あったか灯油支給事業の追加、児童手当国庫交付金返還金の追加、強い 農業づくり事業補助金の追加、(仮称)生涯学習センター耐震改修他工 事実施設計の追加、歳入では地域の元気臨時交付金の追加、あったか灯 油支給事業に係る地域づくり総合交付金の追加、強い農業づくり事業補 助金の追加、移住促進用地など土地売払収入の追加、南幌向ハイヤー様 などからの一般寄付金、ライオンズクラブ様からの教育振興寄附金の追 加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳 入歳出それぞれ4、835万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ61億3、352万7、000円とするものであります。

> 次に、議案第69号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)につきましては、歳出では一般被保険者及び退職被保険 者に係る保険給付費の増額、基金積立金の減額、歳入では、平成25年 度保険税一般被保険者並びに退職被保険者分の減額、保険給付費増額に 伴う国庫支出金、道支出金等の追加が主な理由であります。その結果、 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,994万8,00 0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,75 7万3,000円とするものであります。

> 次に、議案第70号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予 算(第1号)につきましては、歳出では、江別市浄化センターに送水す る量が、夏の長雨により増加したことによる維持管理負担金の追加、歳 入では平成24年度の繰越金の確定による追加と、それに伴う一般会計 繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の 総額に、歳入歳出それぞれ284万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ2億4,769万5,000円とするものであります。

> 次に、議案第71号 平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予 算(第1号)につきましては、歳出では施設管理等委託料の確定による

町

減額、歳入では平成24年度の繰越金の確定による追加とそれに伴う一般会計繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,624万8,000円とするものであります。

次に、議案第72号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では保険給付費の増額、歳入では保険給付費の増額に伴う国庫支出金等の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,589万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,838万6,000円とするものであります。

議案第67号につきましては総務課長が、議案第68号につきましては副町長が、議案第69号につきましては住民課長が、議案第70号、議案第71号につきましては都市整備課参事が、議案第72号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第67号 南幌町地域の元気臨時交付金基金条例制定 について内容のご説明を申し上げます。

地域の元気臨時交付金は、日本経済再生に向けた緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であることから、地方公共団体の資金調達に配慮し、今回限りの特別措置として、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分されるものでございます。地域経済の活性化と雇用の創出を図る臨時交付金として創設されたものでございまして、公共施設の修繕等の投資的経費以外には使用できないものとなっております。また、交付額につきましても、11月末に内定等の通知があったことから、国より交付される地域の元気臨時交付金を、平成26年度実施予定の事業の財源として積み立てるための基金を設置すべく条例を制定するものでございます。なお、内示額につきましては、後ほど補正予算で提案させていただきますが、1,670万9,000円となっております。

それでは、南幌町地域の元気臨時交付金基金条例案をごらんいただきたいと存じます。まず、第1条において基金の設置を定め、第2条で基金に積み立てる額を一般会計歳入歳出予算で定めることを規定しております。第3条では基金の現金の管理について定め、第4条では基金の運用益の処理について、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することを定めております。第5条は基金の処分に関する規定でございます。第6条は委任規定でございまして、附則におきましては施行期日と、この条例の失効等について規定しております。以上で、議案第67号の内説明を終わらせていただきます。

議 長 副町長。

副 町 長 それでは、続きまして議案第68号 平成25年度南幌町一般会計補

正予算(第4号)の説明を行います。

初めに歳出から説明を行います。13ページをお開きください。2款総務費1項1目一般管理費、補正額36万8,000円の追加でございます。説明欄で電算機器管理運営経費で国民年金システム改修として36万8,000円の追加でございます。明年4月の法改正に合わせ改修するもので、全額、国より交付され実施するものでございます。

3目財産管理費、補正額215万2,000円の追加でございます。公用車管理経費でマイクロバス運転業務として36万円の追加です。中学校の部活利用などの増により今後の予定を含め追加するものです。財産管理経費で工事請負費99万8,000円の減額です。当初、元町3丁目のソーイング隣接地の町有住宅を老朽化に伴い、解体を予定しておりましたが、このたび建物を含め、土地購入の申し出があったことから減額をするものでございます。積立金で財政調整基金積立金1,421万9,000円の減額です。財源調整を行うものです。教育振興基金積立金30万円の追加です。目的寄附があったもので、後ほど歳入で説明をいたします。地域の元気臨時交付金基金積立金1,670万9,000円の追加です。先ほど、議案第67号で説明しました基金に積み立てるものでございます。

4目企画振興費、補正額46万7,000円の追加でございます。地域新エネルギー推進事業で修繕料10万5,000円の追加、並びに地域新エネルギー用備品36万2,000円の追加です。現在、役場に設置しております木質用のペレットストーブに替え、稲わらを混入したペレットが使用可能なストーブ1台を購入し、実証を行うもので、移設経費を含め追加をするものでございます。

8目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。 次ページに参ります。3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額が261 万2,000円の減額でございます。戸籍住民経費で住民基本台帳ネットワークシステム導入業務261万2,000円の減額です。入札減によるものでございます。

5項1目統計調査費、補正額8,000円の追加でございます。統計 調査経費で消耗品費8,000円の追加です。委託金の確定によるもの でございます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額384万円の追加でございます。国民健康保険特別会計繰出金84万円の追加です。後ほど、特別会計で説明をいたします。社会福祉総務経費で、あったか灯油支給事業300万円の追加です。灯油の高騰に伴い、昨年同様、対象世帯に1万円を支給するものでございます。内容を若干、資料により説明を申し上げます。お配りしております平成25年度あったか灯油支給事業概要をごらんいただきたいと思います。一部見直しを行いましたけれども、ほぼ昨年と同様の事業内容となっております。目的は飛ばしまして、2つ目の対象世帯ですけれども、これにつきましても同様、現年度の町民税が非課税の世帯であって、次のいずれかに該当する者ということで、

1つ目としては70歳以上の高齢者のみの世帯、2つ目といたしまして 重度心身障がい児・者のいる世帯、3つ目としまして、ひとり親世帯と いうことで、これにつきましては変更はございません。(4)のその他 町長が認める世帯ということで、ここの④を追加しております。同居す る世帯が非課税世帯ということで、昨年度は、例えば70歳以上の高齢 者のみの世帯に同居者がいる場合、対象外としておりましたけれども、 その方が非課税の場合は、今回は対象としていきたいというふうに考え ております。助成金額につきましては1世帯1万円、変更はございませ ん。周知方法といたしましては、今回12月の補正で出させていただき ましたので、課税状況確認前の上記対象全世帯に申請書を今月末に着く ように送付をしたいというふうに考えております。その他、広報、ホー ムページ等で周知をしていきたいと思っております。受付期間ですけれ ども、あいくるにて1月6日から3月31日まで。その他、期間中、午 後8時まで夜間窓口として1月9日と30日、2日間設け、実施をして いきたいというふうに思っております。助成金の支払いにつきましても、 原則変更しておりません。原則的には口座振替を考えております。特に 口座をお持ちでない方は窓口にて現金を支給するという形をとりたい と。これにつきましても変更しておりません。今回、期間が長いもので すから、月2回程度の申請を取りまとめ、最終的には6回ぐらいに分け て、この額を申請された世帯から常時出していきたいというふうに考え ております。以上の内容で本年度は実施したいというふうに考えており ます。

それでは予算書に戻ります。15ページをお開きください。3目老人福祉費、補正額939万7,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金905万4,000円の追加です。後ほど特別会計で説明をいたします。老人福祉経費で老人福祉施設入所として34万3,000円の追加です。入所されている方の介護サービス利用に伴い追加するものでございます。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額111万6,000円の追加でございます。重度心身障がい者医療費助成経費として役務費の手数料につきましては、それぞれ件数の増、医療扶助費につきましては、手術をされた方が増えたことから100万円を追加するものでございます。

7目後期高齢者医療費、補正額が354万9,000円の追加でございます。後期高齢者医療事業で健診委託料67万4,000の追加です。受診者の増によるものでございます。北海道後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金で287万5,000円の追加です。平成24年度分の確定によるものでございます。

次ページに参ります。2項1目児童福祉総務費、補正額25万円の追加でございます。児童福祉総務経費で医療費請求事務取扱手数料25万円の追加です。件数の増によるものでございます。

2目児童措置費、補正額が1,065万6,000円の追加でございます。児童手当支給経費で過年度返還金1,065万6,000円の追

加です。平成24年度の国庫交付金の確定によるものです。

3目保育所費、補正額が537万7,000円の追加でございます。 保育所運営経費事業で負担金として537万7,000円の追加です。 保育単価の増、並びに入所人員の増に伴い追加するものでございます。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額が6万9,000円の追加でございます。母子保健事業で母子保健用備品6万9,000円の追加です。乳幼児家庭訪問時の体重計が破損したことから購入をするものでございます。

5 款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額20万円の追加でございます。事務局経費で消耗品費20万円の追加です。交付金の確定によるものでございます。

次ページに参ります。2目農業振興費、補正額1,001万8,000円の追加でございます。農業振興経費で強い農業づくり事業補助金1,001万8,000円の追加です。農業用機械購入に対する一部補助金で、道より歳入で受け、同額を補助するものでございます。なお、対象につきましては3法人、1農家となっております。

3目農地費、補正額69万4,000円の減額でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金として69万4,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。

4目機場施設管理費130万円の追加でございます。機場施設管理事業で光熱水費130万円の追加です。南幌向揚水機場、稼働時間の増による高圧分電気料を追加するものでございます。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額62万8,000円の減額でございます。下水道事業特別会計繰出金として62万8,000円の減額です。後ほど特別会計で説明をいたします。

次ページに参ります。4項1目住宅管理費、補正額37万6,000円の追加でございます。建築事務経費で消耗品費として4万5,000円の追加です。住生活総合調査実施に伴う委託金の確定によるものでございます。公営住宅管理経費で修繕料として33万1,000円の追加です。夕張太公営住宅の給湯器の修繕などを実施するものでございます。

9款教育費1項4目教育財産管理費、補正額185万6,000円の追加でございます。教育財産管理経費で(仮称)生涯学習センター耐震改修ほか工事実施設計185万6,000円の追加です。従来の学校施設を不特定多数の者が利用する施設とすることから、建築基準法により安全性を考慮した追加設備の実施設計が必要なため、追加するものでございます。

3項1目学校管理費、補正額51万6,000円の追加でございます。 校舎管理経費で修繕料45万円の追加です。体育館暖房機並びに技術室 換気扇の修理を行うものでございます。消防設備保守点検で6万6,0 00円の追加です。屋内消火栓フート弁の不良によるものでございます。

次ページに参ります。2目教育振興費、補正額40万8,000円の 追加でございます。教育振興経費で部活動全道大会等補助金40万8, 000円の追加です。女子バスケットボール部の全道大会出場並びに都 道府県大会の道選抜としてバレーボール部の男子1名、女子2名が参加 することから、必要経費を追加するものでございます。

5項3目スポーツセンター管理費、補正額36万1,000円の追加でございます。スポーツセンター管理経費で消防設備保守点検36万1,000円の追加です。ホール天井の煙感知器に誤作動があるため調査、修繕を行うものです。

次に歳入の説明を行います。9ページをごらんいただきたいと思います。12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額9万5,00円の追加でございます。1節老人保護措置費負担金で徴収金の確定により追加するものでございます。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額212万3,000円の追加でございます。4節保育所運営費国庫負担金で、歳出で説明しました運営費補助基本額の2分の1が負担されるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金、補正額1,670万9,000円の追加 でございます。1節総務管理費国庫補助金で、歳出で基金に積み立てす る地域の元気臨時交付金を追加するものでございます。

3項2目民生費委託金、補正額36万7,000円の追加でございます。1節社会福祉費委託金で、国民年金事務交付金として、これも歳出で説明しましたシステム改修経費の全額が交付されるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額106万1,000円の追加でございます。5節保育所運営費道負担金で運営費補助基本額の4分の1が負担されるものでございます。

2項1目総務費道補助金、補正額が4万3,000円の減額でございます。1節総務管理費道補助金で北海道権限移譲事務交付金の確定によるものでございます。

2目民生費道補助金、補正額105万8,000円の追加でございます。2節老人福祉費道補助金で50万円の追加です。あったか灯油支給事業、限度額100万円の2分の1が補助されるものでございます。3節重度心身障がい者福祉費道補助金で55万8,000円の追加です。医療費助成経費の2分の1が補助されるものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が1,006万6,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で農業委員会活動促進事業交付金、確定によるものです。強い農業づくり事業補助金、歳出で説明しました事業費同額が補助されるものです。

3項1目総務費委託金、補正額8,000円の追加でございます。2 節統計調査委託金でそれぞれ確定によるものでございます。

3目土木費委託金、補正額4万4,000円の追加でございます。2 節住宅費委託金で住生活総合調査委託金、確定によるものでございます。 次ページに参ります。16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正 額が1,410万7,000円の追加でございます。1節土地建物売払収入でございます。内訳を説明いたします。1つ目が緑町の住宅促進用地売却、これは昨年から取り進めておりましたが、今回、売却が調いました。12万円でございます。次に、元町3丁目のソーイング隣接地が280万円となっております。それと、道央圏連絡道路に係る旧鶴城小学校跡地の用地代、並びに補償費の追加分、補助費につきましては9月の補正でも出させていただきましたが、追加分が確定したことから、それらを合わせまして1,118万7,000円を高規格道路分として追加するものでございます。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額8万1,000円の追加でございます。1節一般寄附金で有限会社南幌向ハイヤー様より7万円、それと、入れ歯リサイクル寄附金として1万1,628円の寄附をいただいたものでございます。

2目教育費寄附金、補正額30万円の追加でございます。1節教育費 寄附金で南幌町ライオンズクラブ様より目的寄附金としていただいた ものでございます。

20款諸収入5項2目農林水産業収入、補正額が142万2,000 円の追加でございます。1節農林水産業収入で農業者年金業務並びに農 地保有合理化業務、それぞれ委託料の確定によるものです。南幌向揚水 機場維持管理負担金として北海土地改良区からの負担金を追加するも のでございます。

次ページに参ります。5項4目雑入、補正額95万2,000円の追加でございます。1節雑入で児童手当国庫負担金として平成24年度精算金を追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ4,835万円を追加し、補正後の総額を6 1億3,352万7,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正の説明を行います。5ページをごらんいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正、追加でございます。事項、南幌振興公社に対する損失補償、期間は平成25年度から平成53年度までの29年間、限度額は損失補償発生の場合、元金1億8,166万円及び利息の合計額を限度額とするものでございます。現在、南幌振興公社で借り入れをしております残元金1億8,166万円の償還期間であります平成36年度までを金融機関との協議により平成53年度まで延長されることから、損失補償期間も同様に延長するものでございます。以上で議案第68号の説明を終わります。

議 長住民課長

住民課長。

それでは、議案第69号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算(第2号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたしますので、10ページをごらんください。 2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、補正額6, 400万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、説明 欄でございますが、負担金として一般被保険者療養給付費6,400万 円の追加、給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付費、補正額900万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として退職被保険者等療養給付費900万円の追加、こちらも給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、2項高額療養費2目一般被保険者高額療養費、補正額1, 160万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金 として一般被保険者高額療養費1,160万円の追加、こちらも給付費 の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、11ページになります。3項出産育児諸費1目出産育児一時金、補正額126万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で交付金として出産育児一時金126万円の追加、3件分を追加するものです。

続きまして、3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金、補 正額48万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交 付金で負担金として後期高齢者支援負担金48万7,000円の減額、 確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、6款介護納付金1項1目介護納付金、補正額24万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として介護納付負担金24万7,000円の減額、確定に伴い減額するものでございます。

12ページに参ります。7款1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額2,517万8,000円の減額でございます。25節積立金で財政調整基金積立金2,517万8,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。 7ページをごらんください。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、補正額390万9,000円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で280万1,000円の減額。2節後期高齢者支援金分現年課税分で72万3,000円の減額。3節介護給付費分現年課税分で38万5,000円の減額。いずれも被保険者の減少などによりまして、保険税の調定額が当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額105万5,000円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で69万2,000円の減額。2節後期高齢者支援金分現年課税分で16万5,000円の減額。3節介護給付費分現年課税分で19万8,000円の減額でございます。こちらも、いずれも保険税の調定額が当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、4款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額2,426万2,000円の追加でございます。1節現年分の療養給付費等負担金で2,426万2,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い国庫負担分を追加するものでございます。

8ページに参ります。続きまして、2項国庫補助金1目財政調整交付金、補正額432万2,000円の追加でございます。1節財政調整交付金で432万2,000円の追加。こちらも一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金分を追加するものでございます。

続きまして、5款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額471万5,000円の追加でございます。1節現年度分の療養給付費交付金で471万5,000円の追加。こちらは退職被保険者分の医療費の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、6款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金、補正額156万4,000円の追加でございます。1節現年度分の前期高齢者交付金で156万4,000円の追加でございます。確定に伴い追加するものでございます。

続きまして、7款道支出金2項道補助金1目道調整交付金、補正額564万1,000円の追加でございます。1節道調整交付金で564万1,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金分を追加するものでございます。

9ページに参ります。8款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金、補正額830万5,000円の追加でございます。1節高額医療費共同事業交付金で830万5,000円の追加。こちらは高額医療費共同事業交付金増額に伴い追加するものでございます。

続きまして、10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額84万円の追加でございます。1節一般会計繰入金で84万円の追加。出産育児一時金の町負担分でございます。

続きまして、2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、補正額1,526万3,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で1,526万3,000円の追加。財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は4,164万4,548円となる見込みでございます。

以上、歳入歳出それぞれ5,994万8,000円を追加し、歳入歳 出それぞれ10億8,757万3,000円とするものでございます。 以上で議案第69号の説明を終わります。

議 長都市整備課参事

都市整備課参事。

続きまして、議案第70号の説明を申し上げます。議案第70号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

1款1項下水道事業費2目管理費、補正額284万円の追加でございます。11節需用費75万円の追加でございます。需用費につきまして

は、晩翠汚水中継ポンプ場に関します光熱水費の追加でございます。内 訳といたしましては、9月からの電気料金の値上げ分、また、夏の長雨の影響による送水量の増加によるものでございます。19節負担金補助及び交付金149万円の追加でございます。江別市公共下水道施設維持管理負担金は、夏の長雨の影響による送水量に増加に伴うものでございます。また、江別市起債償還負担金元金及び利子につきましては、江別市の交付税算入額の精査によるものでございます。また、南幌町公共下水道使用料金システム変更に伴う使用料金の徴収委託を行っております長幌上水道企業団への負担金の精算によるものでございます。2,00円の減額としております。27節公課費、消費税納税分につきましては、9月の確定申告によりまして、年間納付額が確定したことによりますことにより、追加しようとするものでございます。主な理由としましては、平成25年度の使用料金を10%値上げしたことによるものでございます。

続きまして、2款1項公債費1目元金でございます。内容につきましては、平成24年度からの繰越金の額が確定し、管理費財源を充てていた使用料を公債費に充当したことによる財源内訳の変更でございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページを お開き願います。

1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道事業負担金、補正額1万6,000円の減額でございます。2節管理費負担金1万6,000円の減額でございます。交付税算入の精査によりまして、北海道住宅供給公社からの江別市下水道事業起債償還負担金の元金の減額及び利子の増額としております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額62万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金62万8,000円の減額でございます。平成24年度繰越金の額の確定、精査により起債償還分に充てていました額を減額しようとするものでございます。

4款1項繰越金1目繰越金、補正額348万4,000円の追加でございます。1節繰越金348万4,000円の追加でございます。平成24年度事業会計の繰越額が確定したことによる追加でございます。

以上で歳入歳出それぞれ284万円を追加し、歳入歳出それぞれを2億4,769万5,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

引き続きまして、議案第71号の説明を申し上げます。議案第71号 平成25年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

1款1項農業集落排水事業費1目管理費、補正額42万7,000円の減額でございます。11節需用費16万6,000円の追加でございます。需用費、光熱水費につきましては、電力料金の値上げに対応するものでございます。13節委託料59万1,000円の減額でございます。維持管理業務及び汚水管渠清掃業務の精査による減額でございます。

19節負担金補助及び交付金2,000円の減額でございます。南幌町 農業集落排水使用料システム変更料負担金につきましては、下水道料金 と同様に長幌上水道企業団に負担金を納めている関係上、2,000円 の減額としているものでございます。

続きまして、2款1項公債費2目利子4万4,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料4万4,000円の減額でございます。平成24年度に借り入れを行いました起債償還期日による清算によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページを お開き願います。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額69万4,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金69万4,000円の減額でございます。平成24年度の施設機能強化事業で起こしました起債借入期日による精査による減額、及び歳出管理費が減額となったこと、4款繰越金が追加となったことから管理費不足分を減額するものでございます。

4款1項繰越金1目繰越金、補正額22万3,000円の追加でございます。1節繰越金22万3,000円の追加でございます。平成24年度事業会計の繰越額が確定したことから追加するものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ47万1,000円を減額し、歳入歳出1,624万8,000円とするものでございます。以上で農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

議 長住民課長

住民課長。

それでは、議案第72号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正 予算(第2号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。 9ページをごらんください。

1款総務費3項介護認定審査会費1目認定調査等費、補正額14万7,000円の追加でございます。7節賃金で14万7,000円の追加。介護認定調査件数の増加に伴い臨時介護福祉士20日分の賃金を追加するものです。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費、補正額2,150万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護サービス給付費2,150万円の追加。訪問介護、通所介護の利用増加により追加するものでございます。

続きまして、3目地域密着型介護サービス給付費、補正額1,130万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護サービス給付費1,130万円の追加。グループホームの入所者増加により追加するものでございます

続きまして、7目居宅介護福祉用具購入費、補正額65万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護福祉用具購入費65万円の追加。購入費用の増加により追加するものでご

ざいます

続きまして、8目居宅介護住宅改修費、補正額53万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護住宅改修費53万円の追加。改修費用の増加により追加するものでございます。

10ページをごらんください。9目居宅介護サービス計画給付費、補 正額110万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、 負担金として居宅介護サービス計画給付費110万円の追加。ケアプラ ン作成費用の増加により追加するものでございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額61万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護予防サービス給付費61万円の追加。認知症デイサービスの利用者増加による追加でございます。

続きまして、3項その他諸費1目審査支払手数料、補正額6万円の追加でございます。12節役務費で、審査支払手数料として6万円の追加。件数の増加による追加でございます。

11ページになります。続きまして、5項高額医療合算介護サービス 費等、その次の6項特定入所者介護サービス等費につきましては、補正 額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。 7ページをごらんください。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、補正額719万1,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金719万1,000円の追加。施設等給付費の15%、居宅給付費の20%の国庫負担分を追加するものでございます。

続きまして、2項国庫補助金1目調整交付金、補正額179万7,000円の追加でございます。1節現年度分で普通調整交付金179万7,000円の追加。施設等給付費並びに居宅給付費の5%の国庫補助分を追加するものでございます。

続きまして、3款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費 交付金、補正額1,042万8,000円の追加でございます。1節現 年度分で介護給付費交付金1,042万8,000円の追加。施設等給 付費並びに居宅給付費の29%の交付金を追加するものでございます。

続きまして、4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額449万6,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金449万6,000円の追加。施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道負担分を追加するものでございます。

8ページに参ります。続きまして、6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、補正額890万7,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金890万7,000円の追加。施設等給費並びに居宅給付費の町負担分を追加するものでございます。

続きまして、4目その他一般会計繰入金、補正額14万7,000円の追加でございます。1節事務費繰入金14万7,000円の追加でございます。歳出の総務費でご説明いたしました認定調査費に係る臨時介

護福祉士の賃金相当でございます。

続きまして、2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額293万1,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で293万1,000円の追加。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,589万7,000円を追加し、歳入歳 出それぞれ5億8,838万6,000円とするものでございます。以 上で議案第72号の説明を終わります。

議長ここで、2時45分まで休憩といたします。

(午後 2時34分) (午後 2時45分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第67号から議案第72号の説明が終わりましたので、これより 質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第67号 南幌町地域の元気臨時交付金基金条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

先ほど説明を受けましたけれども、ちょっと何点か質問いたします。 提案理由の説明の中で、国から受ける地域の元気臨時交付金を活用し、 町内における経済の活性化及び雇用の創出を図るための基金としてと いうことで、先ほどの補正の中で1,670万9,000円を基金とし て設置するということでしたけれども、本来のその元気臨時交付金とし ての活用ということで、どのような議論をされたのか。

それが1点と、この基金の活用については、市町村が道に事業メニューを申請するという仕組みになっていると思うんですけれども、どのようなメニューを申請したのか。これを伺います。先ほどの説明で、国から11月の末に金額の内定がしたとありますけれども、その前は一切、その金額のおおよその目安とかそういうのもなかったのかどうか、その3点を伺います。

議長

総務課長。

総務課長

先ほどご説明を申し上げましたとおり、この元気臨時交付金につきましては、年度が間に合えば当然、本年度でということになるんですけども、先ほど申し上げましたように11月の末に交付の内示があったということで、その内容については先ほどもご説明しました建設に絡むようなメニューということでございまして、事前にそういう計画がなければ、なかなか認めていただけないようなものでございますので、これについては町の長寿命化計画とか、その辺がございます。それらのメニューを本年度は、ちょっと実施が難しい工事もございます。例えば、三重湖の外の下水関係については、やはりこれからの季節はちょっと無理でございますので、これらのことも勘案しまして、基金をまず本年度作って、そして、来年度に修繕関係になりますけどもそういう計画、その事業を

行うということで今回基金の創設をお願いしたわけでございます。以上です。

議 長

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 (再質問)

ただいまの説明なんですけれども、もともと元気臨時交付金は事業メニューを申請するということだったのではないかと思うんですけれども、そこが11月に確定するまでは申請しなかったんですかね。それを1点、もう一回伺います。

それから、例えば、この今回の中では平成27年3月31日までの期限の中で、というふうに期限で積み立てますよね。この期間の間で緊急と思われる事業とか、そういうものが出てきた場合というか、そういう計画がされた場合、これを取り崩して活用するという計画を持てるのかどうかということで、その2点、お願いします。

議 長 副 町 長 (再答弁)

副町長。

ただいまの熊木議員のご質問ですけれども、私のほうから若干お答え をしたいと思いますけれども、まず、この交付金につきましては、先ほ ど課長のほうから説明があったように11月末の確定ということで、計 画につきましては、以前から道のほうに出させていただいております。 前段の説明でもありましたように、主に使っていいのが公共施設の修繕 等の投資的経費ということになっていたものですから、内部でいろいろ と調整して、今年はちょっと無理かなという判断をいたしまして基金の 創設をさせていただきました。それで、計画の中には、いろいろこれか ら予算もあるわけなんですけれども、明年度に予定をされているもの、 それと、早期に修繕等をやっていかなければならないものとして計画を させていただいております。内容的には、子育て支援住宅、先ほども一 般質問等でもありましたけれども、これらの屋根、外壁等の塗装も事業 メニューとして出させていただいております。それと、三重レークハウ スにつきましては相当老朽化をしておりますので、これにつきましても 屋根、外壁の塗装、それと、トイレの改修等も計画をしております。そ れと、以前から議員の皆さまからご指摘がありました公園のトイレにつ きましても、この事業をもとに実施をしていきたいというふうに考えて おります。いずれにしても、この交付金につきましては全部使い切って しまわなければならないと。残すわけにはいかないという事業でござい ますので、この計画自体は、先ほどの1,600万円程度の基金になり ますけれども、それ以上の経費ということで計画を出させていただいて おります。そのような中で明年度の予算に計上して、これらの修繕をや っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長熊木議員 (再々質問)

1番 熊木 惠子議員。

今の説明で納得がいったんですけれども、やはりこれを出してくる時に、こういう計画があったっということをやはりこの説明の時に同時に言ってもらったほうがすごく納得しやすかったと思うので、そのこと、今後ももし何かこういうことがあった時はよろしくお願いしたいと思います。

議長はかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第4号) の質疑を行います。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員

2点お伺いいたします。1点目ですけれども、予算資料の平成25年度あったか灯油についてお伺いいたします。対象世帯に④番が付いたということで、昨年度は、お知らせが来た方たちの中で、そのお知らせを持って行ったところ該当しませんということでがっかりして帰ってきたというお話が何件か私のところにもあったんですけれども、昨年度は、あまり時間がなかったということで答弁があったかと思うんですが、今年度は、そのようなことがないような配慮というのはできないものかどうか1点。

それから、補正予算の中の13ページの地域新エネルギー推進事業について伺います。この中で木質用ペレットストーブを稲わらを用いたペレットストーブに変えますということでお話しいただきましたけれども、今年度、あいくるにてカフェトークというか、その新エネルギーについての話し合いがいろいろ持たれた時に、家庭用の稲わらペレットを使ったストーブにはいろいろ問題があって今はできませんということでお話があったかと思います。それで、その問題がクリアできたのか。それから、もしこれを一般家庭に同じような形でするとしたら、かなり高額になるのかどうか、その2点をお願いいたします。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長。

ただいまの菅原議員の1点目のご質問にお答えいたします。昨年度、今年の3月、1カ月間で平成24年度のあったか灯油支給事業を実施いたしましたけれども、その際、対象世帯があくまでも非課税世帯というものが大原則になっております。非課税世帯か課税世帯かといいますのは、申請を受けた段階でなければうちのほうとしても税務課のほうに照会をかけるわけにいかないものですから、課税、非課税関係なく全世帯に対象と思われる所へ郵送でPRも兼ねて送らせていただいておりました。そのようなことで、中身を熟読していただければ、そのようなわざおで来て申請したはいいけれども対象にならなかったということはなかったんでしょうけれども、なかなか理解していただける時間もなかったということで、そのような不手際があったんですけれども、今回も同じように課税、非課税というのは事前にうちのほうではわかりかねますので、対象と思われる世帯の方には全て郵送でチラシと申請書を送付して、特に④番の部分でございますけれども、その辺が読んでいただけるような形で周知徹底をして、無駄足を踏まないような形で何とかPR

議 長 まちづくり課長。

していきたいなというふうに考えております。以上です。

まちづくり課長

2点目の稲わらペレットストーブの関係でございます。現在、正式に この稲わらペレットストーブという商品は存在しておりません。今回、 予算で挙げさせていただいているのは、木質のペレットでございまして、 これにつきまして一部改造を行って、そして、試験的に実証をやってみ ようというスタイルのものでございます。フォーラムの時に議員も出席 しておられてわかると思うんですが、稲わらを燃やした時にはケイ素と いう物質、これが燃やした時に灰が固まるという現象が起きます。です から、あくまで純粋に100%の稲わらペレットでは問題が大きいと。 そして、改造した部分というのは、そのロストル、灰の焼却口の下に回 転して灰を落とす装置がございます。これを常時回転させるために一部 改造を行ったものでございます。そして、その稲わらの問題のあるクリ ーンカと言うんですが、その固まる度合いを木質との兼ね合いで一体ど の割合がきちんと灰が下に落ちて固まらないようになるのか、そういっ た実証も含めて、稲わらペレットストーブの普及のためにデータをちょ っと集めてみたいと思います。金額的には、先ほど申し上げましたとお り木質ペレットを素材としておりますので、その改造費とかは、これは メーカーさんのご協力で金額的には出ていないんですけれども、額的に は30万円ちょっと。煙突とかそういう補修の修繕部分を入れても総額 で40万円程度ではないかと思いますが、これはまだ製品化されており ませんので、現状では幾らになるかというのは申し上げることはできな いと思います。以上でございます。

議 長 菅原議員 (再質問) 3番 菅原 文子議員。

今の稲わらを用いたペレットのストーブについてはわかりました。

あと、あったか灯油なんですけれども、やはり一般の方に関しましては、受け取ったそのお知らせを見て判断というのは難しい場合もあると思うんですよね。その方によりますけれども。それで、一般の方にしてみたら、税務課も同じ役場なのにどうしてわからないんだということで思う方もいらっしゃると思うんです。そこで、それぞれに税務課、それから保健福祉課とかといろいろあると思いますけれども、そこのところを横割りというか、縦割りじゃない、課を超えたようなことができるように、25年度は無理かもしれませんけれども、また次回に向けても検討していただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長 (再答弁)

菅原議員のご質問は誠にごもっともなことと思いますけれども、課税情報はあくまでも個人情報でございますので、幾ら役場組織の中と言えども個人情報の取り扱いにつきましては、保健福祉課から税務課への照会行為というのは必要なものですから、その辺はできかねるということでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長

ほかにありませんか。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

関連です。今のあったか灯油のことで質問します。私、一般質問でも 取り上げて、この該当する世帯を何とかすくいあげられないかというこ とを、9月でしたか、質問しました。それで、今回、④番のところで町長が認める世帯ということで、この④番の同居する世帯が非課税世帯ということになっていますけれども、これによって何世帯ぐらいというか、そういうのは数はつかんでいるんでしょうか。それが1点です。

それから、もう一つは、先ほどの説明の中で、道の補助金の限度額の 2分の1ということでしたけれども、この限度額の100万円をもらえ るというか、そういう方法はないんでしょうか。その2点をお願いしま す。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員のご質問のまず1点目でございますけれども、これも、先ほどご説明させていただいていますように、非課税世帯か課税世帯かというまず第1段階の審査がありますので、その辺、どういう方が申請されてくるか、事前にはうちのほうとしては同居されている方まで非課税かどうかというのは全く把握できる状況にありませんので、わかりませんけれども、ただ、24年度の受付時に、6月の定例議会の熊木議員の一般質問の中でも答えさせていただいたかと思いますけれども、申請に来たんですけれども、そういう方で対象にならなかったという世帯は4件というふうにうちのほうとしては押さえているんですけれども、今回、この拡充をすることによって何件の方が申請に来られるかは、ちょっとまだ不明でございます。

2点目の道補助金の考え方でございますけれども、これは地域づくり交付金事業ということの中でやらせてもらっているんですけれども、基準が人口によって限度額がそれぞれ分かれていまして、1万人未満の町は、100万円が限度ということになっております。その100万円未満の2分の1の補助金という基準のもとで、今回、50万円の財源確保をさせていただいているということになりますので、よろしくお願いします。

議長

ほかにありませんか。

5番 石川 康弘議員。

石川議員

13ページ、先ほども質問が出ていましたけれども、地域新エネルギーの関連でお伺いいたします。今回、木質ペレットストーブを稲わらペレットストーブに変えていくというふうな話でしたけども、今年結構、秋、雨が多くて稲わらの収集や何かで農家の方は結構大変だったんですけども、実際、このペレットストーブに限らず、本当は主は南幌温泉のボイラーだと思うんですけども、そちらの分の稲わらとしては十分確保されているんでしょうか。併せて、こちらのほうに向けるだけの余裕が十分あっての予定なのか、その辺りお伺いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

稲わらのバイオマスボイラーにつきましては温泉で使っておりますけれども、稲わら、基本的には年間、我々の事業で必要料が120ロールという数字を出してございます。これの活用につきましては、主に温泉で考えてございますけれども、ただ、議員ご指摘の今年の収穫につい

ては、雨が多かったということで、なかなか来年度、ものになるか、その辺もちょっと心配な面があるんですけれども、一応、この120ロールを基本的に年間用意をした中でそれぞれやりくりをして、温泉も120ロールを万度に使えば当然2~3カ月しか実際もたないと。当然、木質の割合が増えてくる要素もございますので、現行、この稲わらペレットストーブの分はある程度確保できるのではないかというふうに考えてございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 平成25年度南幌町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算 (第2号) の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第72号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第67号 南幌町地域の元気臨時交付金基金条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第68号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第4号)は、

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決 定いたしました。

議案第69号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第70号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第71号 平成25年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決 定いたしました。

議案第72号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。 明日12日午後1時15分まで延会といたしたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって明日12日午後1時15分まで延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時06分)

平成25年第4回南幌町議会定例会会議録

12月12日

(午前9時30分)

議 長 昨日より延会となっておりました平成25年第4回南幌町議会定例 会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

●日程13 議案第73号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第73号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましは、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第73号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましてご説明をいたします。下記のとおり南幌町コミュニティセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。平成25年12月11日提出、南幌町長 三好 富士夫。記、1といたしまして、指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。西町コミュニティセンター 西町町内会、北町コミュニティセンター 北町町内会、緑町コミュニティセンター 緑町町内会、東町コミュニティセンター 東町町内会、栄町コミュニティセンター 第14区。2といたしまして、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となります。いずれの施設も指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第73号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程14 議案第74号 運動施設の一部の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第74号 運動施設の一部の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

議案第74号 運動施設の一部の指定管理者の指定についてご説明いたします。下記のとおり運動施設の一部の指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月11日提出、南幌町長 三好 富士夫。記、1指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称、カートコース 南幌カートスポーツクラブ。2指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となります。施設の指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の指定をするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第74号 運動施設の一部の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程15 議案第75号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第75号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第75号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。下記のとおり南幌町地域福祉施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。平成25年12月11日提出、南幌町長 三好 富士夫。記、1指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称、中央寿の家 第15区、鶴城寿の家 第8区、中樹林福祉の家 中樹林

自治区、川向福祉の家 第13区。2指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となります。いずれの施設も指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

先ほどから、コミュニティセンターの指定管理、それから、スポーツ運動公園の指定管理、そして、今回は福祉施設の指定管理と。この後もあるわけですけども、更新に当たりまして、今まで5年間指定管理、委託をお願いしていて、更新に当たりまして、それぞれの地域の方々と何か計画に当たって当然、話し合いの場があると思っているんですけども、その中で更新に当たり、何か管理者のほうから要望とかそういうものはなかったのかどうか。それから、また町としても何かこういうことでこういう注文があったりとかということは、これから契約に当たって話があったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。これはどなたでもよろしいです。

議長

総務課長。

総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。ただいまのご質問でございますけども、この指定に当たっては指定の管理幹事会、課長職で構成しているところで指定の要件等の審査をいたしまして、指定管理者の学術の先生方を交えた会議でもって最終的に、この方がよろしいのではないかということで、議会の同意を得るということで上程をさせていただいておりますけども、この中では地域からそれぞれ要望を事前に聞いております。その中では特に要望はないということでございます。それと、それぞれ所管においても特にこのことについては意見はないということでございまして、その中で指定を出させていただいているところでございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ち に採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第75号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定については、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 議案第76号 南幌町地区集落センターの指定管理者 の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第76号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長

議案第76号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。下記のとおり南幌町地区集落センターの指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成25年12月11日提出、南幌町長 三好 富士夫。記、1指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称、夕張太地区集落センター 夕張太集落センター運営委員会、晩翠地区集落センター 晩翠集落センター運営委員会、2指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。いずれも指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の指定をするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第76号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 議案第77号 南幌町農産施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第77号 南幌町農産施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長

議案第77号 南幌町農産施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。下記のとおり南幌町農産施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月11日提出、南幌町長 三好 富士夫。記、

1指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称、野菜育苗施設、長ねぎ選別施設、南幌町ライスターミナル、南幌町穀類乾燥調製貯蔵施設、西幌地区籾乾燥調製施設、夕張太西地区籾乾燥調製施設、以上6施設につきまして南幌町農業協同組合に指定管理者として指定するものでございます。2指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。いずれも指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の指定をするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第77号 南幌町農産施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第78号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の 指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第78号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長

議案第78号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。下記のとおり南幌町農産物加工施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月11日提出、南幌町長 三好富士夫。記、1指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称、南幌町農産物加工施設 株式会社南幌町農産物加工センター。2指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。指定期間が満了となることから、新たに指定管理者の指定をするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

この農産物加工施設の指定管理なんですけれども、今年度の決算委員会の中で、いろいろ問題点が指摘されたと思うんですけれども、そうい

うのは、この指定管理を結ぶに当たって意見とかを伝えたりとかはしているんでしょうか。その改善点とかがどうなっているのかお聞かせください。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

熊木議員からのご質問にお答えをいたします。決算委員会の中では、 私ども、施設を管理している者と、管理運営されている株式会社加工センター、その辺のやりとりというか、きちんとその指示徹底がされていないんじゃないかということでのご指摘を受けたと思いますけども、その後、管理者側と協議をさせていただきまして、その辺のトラブルを極力少なくするように申し送りをさせていただいた経緯がございます。以上でございます。

議長

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 (再質問)

申し送りで伝えたということでしたけれども、やっぱりいろいろ問題 点が指摘された中で同じように5年間、そのまま指定管理でいいのかと いう問題があると思うんですが、その辺の検討はされたんでしょうか。

議長

産業振興課長。

産業振興課長 (再答弁)

熊木議員からのご質問にお答えいたします。決算委員会の中で言われていることは、例えば、施設を利用されていて、例えば、修繕を伴う故障だとかそういったものに対してきちんとその確認がとれているのかと。きちんとその辺を指示徹底すべきであるということの問題点ということで私、ちょっと認識をしているんですけれども、今後、両者が使われた段階で指定管理者のほうで必ず確認をとらせていただいて、その辺、次回に与える影響がないように指示徹底をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

議長

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 (再々質問)

説明では理解できるんです。やっぱり5年間という指定管理を結ぶ以上、やはり毎年毎年きちんと問題点とかを出しながら伝えるということは、ぜひ今後ともやっていただきたいと思います。

議長

ほかにありませんか。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

今のに関連することですけども、農産物加工施設を指定管理、指名するに当たって選定委員会ではほかに企業の方、業者の方はおられなかったのかどうかお伺いします。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

佐藤議員からのご質問にお答えをいたします。私、選定委員会に入っているわけではないんですけれども、選定委員会の中では、やはり今まで指定管理をやっていただいた経緯もございまして、ほかの選定という形のピックアップとしては示されてこなかったということでお聞きをしております。以上でございます。

議長

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 (再質問)

ほかに名乗り上げる企業の方がおられなかったということですけれ ども、それに当たって今、熊木議員からもありました、いろんな指摘事 項が前回の決算委員会でもあったですけども、それらについて申し送り したということですけども、それに対して今後、引き続きやっていただ く企業では、その旨を承諾してやってもらえるのかどうかですよね。そ れらの確認はとられたのでしょうか。

議長

産業振興課長。

産業振興課長 (再答弁)

佐藤議員からのご質問にお答えをさせていただきます。書面の中で確認している経緯はございません。この加工センターをこれから運営する中で、毎年、指定管理者側から事業報告ということで指定管理者側からの課題というのも町側に投げかけられてきます。当然、私どものほうとしても、その辺、キャッチボールをしながら、私どもで不都合がある部分については指定管理者のほうに申し入れを送って、いずれにしましても良い形の中で施設が運営されることがベストでございますので、今後ともそういう形でこの5年間、対応していきたいということで考えております。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第78号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決 定いたしました。

●日程19 議案第79号 道央廃棄物処理組合の設立についてを 議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第79号 道央廃棄物処理組合の設立につきましては、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町が廃棄物焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する一部事務組合を設立するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

議案第79号 道央廃棄物処理組合の設立についてご説明申し上げます。南幌町ほか2市2町で廃棄物焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により別紙のとおり規約を定め、道央廃棄物処理組合を設立したいとするものでございます。

次ページをお開き願います。それでは規約を条ごとにご説明申し上げ

ます。

第1条は、組合の名称で、この組合は、道央廃棄物処理組合(以下「組合」という。)と定めるものです。名称につきましては、共同処理する 事務の内容が客観的にわかる名称としております。

第2条は、組合を組織する地方公共団体で、組合は、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町及び長沼町(以下「関係市町」という。)をもって組織するとしております。

第3条は、組合の共同処理する事務の定めで、組合は、廃棄物焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するとしております。

第4条は、組合の事務所の位置で、組合の事務所は、千歳市美々758番地の54に置くとするものでありますが、施設の建設までは、現在、道央地域ごみ処理広域化推進協議会事務局があります千歳市環境センター内を事務所とすることとしております。

第5条は、組合の議会の組織の定めで、組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、13人とし、関係市町の定数は、千歳市4人、北広島市3人、南幌町2人、由仁町2人、長沼町2人と定めております。組合は、焼却施設の設置、管理という極めて狭い範囲の行政事務を担い、議決事件も限られることから最小限の規模を念頭に、かつ、関係市町の意見が反映されるよう各市町に複数人を配置することとし、1人を均等に配置し、人口やごみ排出量を勘案して人口4万人ごとに1人を配置するという考えのもと、このような定数としております。

第6条は、組合議員の選挙の定めで、第1項で、組合議員は関係市町の議会において、議員のうちから選挙する。第2項で、組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員を選出した関係市町の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならないと定めております。

第7条は、組合議員の任期の定めで、第1項で、組合議員の任期は、 関係市町の議会の議員の任期によるとし、第2項で、組合議員が関係市 町の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失うと定め ております。

第8条は、組合の議会の議長及び副議長の定めで、第1項で、組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙するとし、第2項で、議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によると定めております。

次ページに参ります。

第9条は、組合の執行機関となる管理者及び副管理者の定めで、第1項で、組合に管理者1人及び副管理者4人を置くとし、第2項で、管理者は、関係市町の長のうちから互選により選出する。第3項で、副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。第4項で、管理者及び副管理者の任期は、それぞれの関係市町の長の任期による。第5項で、管理者及び副管理者が関係市町の長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失うと定めております。

第10条は、会計管理者の定めで、第1項で、組合に会計管理者を1

人置く。第2項で、会計管理者は、管理者が次条に定める補助職員のうちから任命すると定めております。

第11条は、補助職員の定めで、第1項で、組合に職員を置き、管理者が任免するとし、第2項で、前項の職員の定数は、条例で定めるとしております。

第12条は、監査委員の定めで、第1項で、組合に監査委員2人を置くとし、第2項で、監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合の財務管理、事業の経営管理その他組合運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任するとし、第3項で、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないとしております。

第13条は、経費の支弁の方法の定めで、第1項で、組合の経費は、第1号から第5号に掲げる関係市町の負担金、事業収入、国及び北海道の支出金、地方債、その他の収入をもって充てるとし、第2項で、前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表に定める負担割合により、組合の予算に定めるとしております。別表につきましては後ほど説明させていただきます。

次ページに参ります。

第14条は、委任規定でありますが、この規約に定めるもののほかこの規約の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定めるとしております。

次に、附則としまして、施行期日を、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。経過措置として、第3条の規定にかかわらず、この規約の施行の際、現に関係市町が設置している廃棄物焼却施設の管理及び運営に関する事務については、当該廃棄物焼却施設を設置した関係市町の事務とすると定め、この規約の施行期日及び既存の焼却施設の経過措置を定めております。

第13条関係の別表でございます。組合の議会及び執行機関の運営に要する経費の負担割合は、関係市町割27%、人口割73%と定めております。廃棄物の広域処理に係る基本計画の策定及び廃棄物焼却施設建設地の選定に要する経費については、人口割100%と定めております。廃棄物焼却施設建設費(用地費を含む。)及び維持管理費については、廃棄物の広域処理に係る基本計画等を踏まえ、条例で定める関係市町割及びごみ処理量割によるとしております。備考としまして、組合の議会及び執行機関の運営に関する経費に係る関係市町割の分賦割合は、市にあってはそれぞれ9%とし、町にあってはそれぞれ3%とするとし、人口割は、関係市町の人口(予算の属する年度の前年度の10月1日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。)の割合により算出するとしております。以上で議案第79号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

今の提案なんですけれども、先日の全員協議会の中で、たくさんの資 料をもとに説明をしていただきました。私も経済面の検証とか、ごみ広 域化の検証という資料を読んだ上で、ちょっとわからないところも課長 のほうにお聞きしました。そういう中でその検証の結果を見てもちょっ と疑問に思うのは、建設予定地というのがおおよそ長沼と千歳の間ぐら いじゃないかということを私、一部事務組合の中でもそういう話はされ ていましたけれども、実際にはまだ決まってはいない中で計画を立てら れています。そういう意味では、今すぐ組合を設立するというのには早 過ぎるんじゃないかなと私は思います。ごみの問題はやっぱり一生抱え ていく問題ですから。それで、検証でモデルケース、いろいろそういう のを読んでいきますと、南空知3町、それから、北広島市は燃えるごみ の中に生ごみは混ぜていないんですよね。それで、分別の徹底というの をやっぱり組合の努力によって住民に理解していただいて進めてきて いるものです。現在は、千歳市は生ごみも一緒に燃やしているというこ とがありますので、やっぱりその辺は、千歳市がこの2つ、北広島とこ の南空知3町に合わせる形で分別をしてというような形がとれなかっ たものなのか、その辺のところをもう少し検証した上で進めるべきでは ないかなと思うんですけれども、その辺のもし考えがあれば伺いたいと 思います。

議 長住民課長

住民課長。

熊木議員のご質問にお答えいたします。まず、用地の件でございますけども、用地につきましてはまだ未定でございます。今後は、各町の中から規制の地域等を外した所を出していただきまして、その中で決めていくという形でございます。あくまでも協議会につきましては、任意の協議会でございますので、やはり一部事務組合を立ち上げまして、その中の議会において検討すべきかと思っておりますので、そのような形をとってございます。

あと、生ごみの関係でございますけども、今現在、千歳市のごみ焼却施設では、千歳市から排出されました生ごみが分別されていないで燃やせるごみとして行ってございます。それと、今、南空知公衆衛生組合3町から出しております生ごみを抜きました可燃ごみを合わせて焼却しているんですけども、廃棄物の処理としましては、特段の問題は発生してございません。焼却、ダイオキシンの測定においても基準内でございます。特に生ごみにつきましては、大きな市では結構燃やしている所もございまして、札幌市は燃えるごみの約40%が生ごみということでざいます。それはなぜかと言いますと、今、千歳市の焼却の施設につきましては、ストーカ式ということで3段階において燃やす焼却施設でございまして、1段目は乾燥させる所にごみを置いて乾燥させる、その後、焼却させて、最後に後処理ということで残渣が残らないような焼却施設でございますので、生ごみが一遍に入っても冷えるとかそういうことは

ないというふうに考えてございます。

検討はされなかったのかということですけども、こちらにつきまして もやはり一部事務組合の中でも議員さんの中で揉んでいただきたいな と私どもは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

生ごみを含めても何ら問題ないというか、そういうようなことだった と思うんですけれども、やはり今まで取り組んできたごみに対する啓蒙 とかそういうものを含めて、私はやっぱりそういうことも大切にされる べきだと思うんですよね。それから、先ほど、場所はまだ未定だという ことで、今後の中で決めていくということですが、ごみの量とかもこの 間の説明では、1日全てを合わせて127トン、この3町に至っては、 1日6トンという形ですよね。ごみの量とか、あと、その場所によって は、そこに運んでいく経費とかいろいろがあると思います。それもその 検討材料の中にはなって、モデルケースの中ではいろいろ出ていますけ れども、やはりまずは場所をきちんとした中で議論は進めていくもので はないかなと思います。それから、生ごみを燃やしても問題ないという ことですけれども、やはり温度のこととか、それから、炉を傷めるとい うか、本当に燃えるごみ、紙くずとかそういうものを燃やすのと、生ご みが加わるのではやっぱり違うと思うんですね。それから、人口の割合 で今、計算していますけれども、どこの町も今後の人口推移は減少して いく傾向にあるんですけれども、そういう中で初めから大きな炉を作る ということで経済的なメリットとかそういうのは本当にあるのかどう かということも十分検証した上で進めるべき問題だと思います。今、こ こで課長に先ほど答弁いただきましたけれども、私はそういう意味では 設立は今すぐというのは見直すべきだと思いますので、もし何かあれば お願いいたします。

議 町 長 (再答弁) 町長。

熊木議員のごみ処理の関係についてのご質問にお答えをいたしますが、まず、候補地にしろ何にしろ組合が設立しなければ、どこにしていくかというのは定まらない。任意では、なかなか難しい問題だと私はそういうふうに認識しております。そして、特にこれから将来のごみの処理については、今、いろいろ議論がありましたけれども、組合がちゃんとできまして、正式にどういう方法がいいのか、何がいいのかというのはこれからも当然議論をしていくべきだと思っていますから、うちが生ごみは別扱いしていると、そういう自治体もありますので、これはこれからの話し合いでどういう体制になるかは今後の推移を見ながらだと思います。要は、経費の問題も当然、これは削減、できるだけかけないというのは当然どこの自治体も思っているところでありますが、もうつはダイオキシンをどう減らすかというような問題が大きな要因であります。やっぱり地球環境を良くしていくというのも大事な要素でありますから、それらを踏まえて広域処理したほうがいいのではないかということで、関係自治体と今協議をさせていただいておりますので、焼却

方法だとか選定場所は組合が設立されてから、今後、協議をされるもの というふうに認識しております。

議長ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。議案第79号 道央廃棄物処理組合の設立について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名、着席1名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程20 議案第80号 南空知公衆衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第80号 南空知公衆衛生組合規約の変更につきましては、道央廃棄物処理組合の設立に伴い、南空知公衆衛生組合規約第3条、組合の共同処理する事務に係る規定の変更をするため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第80号 南空知公衆衛生組合の規約の変更について ご説明いたします。改正理由といたしましては、議案第79号でご説明 しました道央廃棄物処理組合の設立に伴い、可燃ごみの焼却処理が2つ の一部事務組合にて重複するため、南空知公衆衛生組合の事務から除く ものでございます。

内容につきましては、議案第80号資料の南空知公衆衛生組合規約の一部を改正する規約、新旧対照表にてご説明いたします。右側が改正前の旧規約、左側が改正後の規約でございます。アンダーラインの部分が改正箇所でございます。第3条、組合は、ごみの収集処理に関する事務を共同処理する。の次に、「ただし、可燃ごみの焼却処理を除く。」を加えるものでございます。附則といたしまして、施行期日、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。経過措置といたしまして、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間は、改正後の第3条の規定にかかわらず、組合の共同処理する事務については、なお従前の例によると定めるものです。これは、新しい焼却処理施設が稼働するまでは、現在のとおりという経過措置を定めるものでございます。以上で議案第80号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 この規約の改正ですけれども、私、先ほど議案第79号で述べたよう に、まだ十分検証を重ねる必要があると思いますので、これには賛同できないということで意見を述べます。

議長はかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。議案第80号 南空知公衆衛生組合の規約の変更について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名、着席1名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました 諮問第2号 人権擁護委員の推薦 につき意見を求めることにつきましては、佐藤正幸氏が平成26年3月31日をもって任期が満了となることから、佐藤正幸氏の再任について 諮問するため、本案を提案するものであります。ご同意賜りますようよ ろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦することに 異議なしとして答申することに決定いたしました。

ここで、2時20分まで休憩をいたします。

(午後 2時04分)

(午後 2時20分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程22 発議第20号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、

議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決 定いたしました。

追加日程1 発議第21号から追加日程5 発議第25号までの5 議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第21号から追加日程5 発議第25号までの5議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第21号 森林・林業・木材産業施策の積極的な 展開に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。7番 内田 惠子議員。

内田議員 議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに 採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第21号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第22号 特定秘密保護法の凍結を求める意見 書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに 採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第22号 特定秘密保護法の凍結を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第23号 生活保護費削減と保護締め出しの制度中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに 採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第23号 生活保護費削減と保護締め出しの制度中止を求める 意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませ んか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決 定いたしました。

●追加日程4 発議第24号 日本型直接支払制度の創設及び経営 所得安定対策等の見直しに関する意見書の提出についてを議題といた します。

提出者より提案理由の説明を求めます。5番 石川 康弘議員。

石川議員 議 長 (朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに 採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第24号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程 5 発議第 2 5 号 平成 2 6 年度畜産物価格決定等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。5番 石川 康弘議員。

石川議員

(朗読により説明する。)

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに 採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第25号 平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 2時42分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

長
番
番